

午前九時〇〇分開

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

2番、高野議員の質問を許します。2番、高野議員。

○2番（高野正君） おはようございます。2番、高野でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ふだんですと、少しばやきを先に入れるんですが、時間の都合上早速質問に入りたいと思います。

地方創生についてお尋ねします。

さきの3月議会の折にも質問しましたが、全く要領を得られない答弁でした。新年度予算の質問にもかかわらず、前に説明したとおりですとかありもしない団体への補助金とか議会を軽視しているのか、こんなことは私が議員になり前代未聞の、初めての答弁でした。

そこで、改めて地方創生について町長に質問します。

アバウトな質問もあるかと思いますが、数字等で答えられるところはきっちりはっきり数字でお示してください。

1つ目は、3月でもお尋ねしましたが、町長がお考えの地方創生とはどのようなことが地方創生とお考えですか。わかりやすくお示してください。

2つ目に、NPO法人日ノ岬・アメリカ村、一般社団法人煙樹の杜、この2団体で理事長、理事、社長なり社員、ボランティアならいいのですが、給料を受け取っているというならばどれぐらいの額が支払われているのでしょうか。また、時給で働いている方は全て単価でお示してください。

ここからは、全て煙樹の杜への質問です。

3点目、これも3月議会での担当課長からの答弁ですが、イベントということについて質問をしたとき、イベントを行うことで売り上げも伸びていると答弁されました。ならばその効果を質問します。地方創生初めより、イベントを行ったときの経済収益をお示してください。たしか最初のイベントはチェーンソーアートだったと記憶していますが、そのときからこの4月までのもので結構です。人件費はもちろん、それなりの諸経費等も明らかにした収益勘定を全てお示してください。

4点目、昨年いただいた地方創生という資料には、シェアキッチンが週に三、四日は当法人が運営するとありますが、一体いつの週4日で運営しているのか。私の知る限りにおいては、月々にしても数える程度の、数えるのが恥ずかしい程度の運営だと思いますが、今年度の4月、5月の運営日数をお示してください。

5番目に、補助金30,000千円の今後の使い方をお示してください。これは、過去に資料としていただいております。しかし、過去にいただいた資料とはかなり違うと思いますので新たにお示してください。

6点目に、いま一つ大変気にかかることがあります。松林の中に駐車場を設置していることです。少なくとも、当然県の許可は得ているでしょうが松の根っこを踏み荒らし、松の保護・育成の観点からはいかなるものでしょう。町長のお考えはどうか。

7点目に、最後に質問しますがこの煙樹の杜、生産性のある事業をやっていると認められることがあればお示してください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

高野議員の地方創生の7つの内容について、まず、1点目の地方創生の考え方はについてお答えいたします。

地方創生について、一般的な考え方につきましては、高野議員もよくご存じだと思います。

本町における地方創生事業として、現在、吉原・新浜地区と三尾地区で行っており、美浜創生総合戦略5つの基本戦略のうち、雇用の創出、転出超過の抑制、コミュニティの強化の3つを複合的に達成すべく、地区住民の方々のご協力をいただきながら官民協同で取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の給料等賃金の額についてはお答えいたします。

両団体理事等の報酬につきましては、和歌山県にも確認しましたところ、個人情報保護の観点から特定の個人を識別できるものに該当するため答弁を差し控えたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また賃金についてですが、NPO法人日ノ岬・アメリカ村では時給810円で募集をかけております。

次に、一般社団法人煙樹の杜につきましては時給850円となっておりますが、イベント開催時の運営スタッフについては大半がボランティアで活動していただいていると聞いてございます。

次に、3点目のイベントを行ったときの収益についてはお答えいたします。

平成29年11月から平成31年3月までの間に、ふれあいと健康と起業のまち創生協議会主催で、大小17回のイベントを実施しております。全て広場及び2棟の建物をさまざまな方に知ってもらうことが目的のイベントであり、協議会への収入はゼロ円となっております。

17回のイベントの合計支出は4,455,440円で、内訳は産品販売のパート給与として164,800円、イベント講師の旅費・交通費として12,260円、消耗品費として1,540,440円、支払い保険料として9,880円、イベントにおける業務委託費として2,728,060円です。

今年度の4月から6月までは、一般社団法人煙樹の杜主催で3回のイベントを行っております。4月のオープニングイベントの収入は116,700円で、内訳はマルシェ参加料13千円、シェアキッチン・貸しスペース利用料で3,700円、イベント参加料で100千円です。

支出は1,176,056円で、内訳は消耗品費として287,219円、支払い保険料として17,010円、業務委託費として871,827円です。

5月のミュージックライブイベントの収入は31,500円で、内訳はマルシェ参加料で18千円、シェアキッチン・貸しスペース利用料で4千円、販売収入で9,500円です。支出は279,341円で、内訳は消耗品費として22,274円、業務委託費として257,067円です。

6月8日には、一般社団法人煙樹の杜による直営での飲食店業務を見きわめることを目的として、ビアガーデンイベントを行っております。収入は113,200円で、内訳は全て販売収入です。支出は90,795円で、内訳は材料費として73,795円、給与手当として17千円でございます。

まだまだ直営での収益事業の検討としては1回だけとなっておりますが、お聞きしたところでは、ビアガーデンイベントに来ていただいたお客様はこれまでの集客イベントに来ていただいたお客様が多くおられたとのことにより、これまでの集客イベントによる広場や建物を知ってもらうという効果があったものと考えてございます。

4点目のシェアキッチン1カ月の開店日数についてはお答えいたします。

シェアキッチンの1カ月の開店日数については、4月は4回、5月は7回の利用で、多目的室での貸しスペースは4月が2回、5月が3回の利用でした。現在把握している6月以降の予約件数を申し上げますと、シェアキッチンは6月が8回、7月が16回であり、貸しスペースは6月が7回、7月が5回の予定となっております。

シェアキッチンとして利用されていない日を一般社団法人の直営による飲食店業務で埋めることを現在検討しておりますが、現段階ではまだ直営による営業は行われておりません。

5点目の今後の30,000千円の使い方をお示しくださいについてお答えいたします。

今年度の予算である30,000千円の使用予定についてですが、多世代交流事業費として22,500千円、収益拠点強化事業費として7,500千円となっております。多世代交流事業費の内訳は講演会等の開催費用として1,000千円。ドッグランやグラウンドゴルフなど各種イベント開催の費用として3,500千円。広場内の松葉かきのためのシルバー人材センター等への委託費用として1,000千円。子育て関係のセミナー開催費用として1,000千円。事務局運営やイベント開催などの人件費として8,000千円。マルシェ運営や子ども向けイベントの準備・開催費用などで4,000千円。事務局の家賃や消耗品などで500千円。広場内の安全対策費用として2,000千円。イベントで使用するプロジェクターなどの備品費用で1,000千円。事務局で利用するパソ

コンやプリンターなどの備品費用で500千円となっております。

収益拠点強化事業の内訳はチラシの作成や新聞、雑誌への記載掲載などPR費用として4,000千円。看板などの設置費用として2,500千円。シェアキッチンや貸しスペース内で使用する備品として1,000千円となっております。

6点目、切り開いた松林に駐車場の設置の是非はについてお答えいたします。

駐車場のスペースに関しましては、和歌山県に占用許可をとった上で作業許可をいただき、伐採、伐根するなど和歌山県の担当課に相談しながら整備をしております。また、駐車場出入口付近で車が接触する可能性がある木の周辺にはカラーコーンを置くなど、一般社団法人煙樹の杜に対応していただいております。現状では、駐車場スペース内で車が直接根を踏むことはないと考えてございます。

最後に、7点目の生産性が高い事業とお考えかについてお答えいたします。

生産性が高い事業であるのかというご質問に関しては、来年度以降の自立に向けて収益が得られる事業を今現在も模索している段階ですが、先日行われたビアガーデンイベントでは、メニューや材料費、販売単価などについて精査を重ね、人件費等の必要経費を差し引いても黒字であったと聞いております。

今後も自立に向けて、シェアキッチンや直営による飲食店の営業などの収益事業について進めていくと聞いておりますし、サポートできる部分はサポートしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 1点目に雇用の創出と最初に挙げられました。何人の雇用を生まれる予定ですか。いまだ雇用が余り確保されたとは聞いてはおりません。そもそも論でいえば、地方創生というのはまち・ひと・しごと、この仕事というのは企業を起こして、結果雇用の創出につながる、まちが潤う、そういうことでしょうか。例えば、100円で売るものを80円で仕入れてきて、1個売ったら20円もうけますよね、表向きは。これじゃ、もうけは少ないんで、例えばのり弁を300円で売るのに240円で仕入れてきます。2割もうけがあって何百か仕入れてきたとします。こんなの生産性全くないんです。ピンはねしているだけでしょう。あっちのものをこっちで売って。例えば、農業関係者のきゅうり、生産者、家の前で売っても、売れる量をわざわざここに持ってきて売らなくても、そこで、生産者の家の前で売れるんです。ところが、のり弁をつくって売ろうかということになります。弁当箱要ります。入れるご飯、米買ってきて入れる、上に乗せるのりが要る、きんぴらごぼう炊かなあかん、白菜の漬物ちょっと端っこに入れる。そうしますとちくわ半分に切って天ぷらに揚げる、天ぷら粉要ります。つなぎの卵も要ります。片一方に白身の魚フライにして入れます、パン粉要ります。ふたをします、輪ゴムでするんですかテープですか。どっちにしても割り箸要ります。弁当箱入れる袋要ります。自分とこでつくったら5社6社の取引相手先ができるんです。私、別にのり弁つくれと言うてるわけやない

んです。ところが、もっと付加価値つけてきゅうりのキューちゃん入れようか、減塩のキューちゃんや。自分らでつくって、ついでに多くつくったんで真空パックして売りに出そうかと、これだったら、議員、つくり過ぎて余ってんねん。販路を広げるためにちょっと協力せえと。それは協力しますよ。結果、きゅうりの選果場もうええわと、そこは全部きゅうりのキューちゃん漬けつくるんやと。美浜町の生産者の皆さん、全部うちに持ってきてくれと。曲がったやつも高く買うと。そういったことが新しい企業の生産性じゃないんですかと私は思っているんです。だからそこに生産性があるって金もうけができる、そういったことが雇用の創出じゃないんですか。まちが潤う、最低の条件じゃないんですか。そのための地方創生でしょう。補助金に頼る、人件費ももうけられない現状。あと、今年度でいえば3月までに好転する見込みあるんですかね、町長。私は心配をしているんですよ。

次に、2点目に個人情報保護。なるほど、聞こえはいいですよ。個人情報、確かに聞こえはいいです。結局のところ公表されては都合がよくない方がいらっしゃるようですね。理事長の許可あったら公表できるんです。してもいいかって聞きませんでしたか。そんなに公表されたくないなら私が聞いた金額をお話しします。議員がそんなうわさ話みたいな批判を浴びるかもしれません。だけど、初めに、やり始めたころは時給2,300円やった。理事長は480千円やと、ひっきりうわさ流れました。これ、うわさなのか本当なのか知りません。議員がこんなこと言っただけはいけないかもしれません。しかし、まことしやかに流れているんです。そんなにもらっているのって、根拠は何よ。美浜町の職員の課長級クラスの給料に合うように出していると。美浜町の課長さんそんなに働いてないんですか。一生懸命休みも出てきて仕事しているでしょう。この理事の皆さん、一体月何時間働いているんですか。今後、私がこういうこと言われても肯定はしませんけれども否定もしません、知りませんから。本当にその根拠もはっきりしない、課長の皆さん並みに給料を払っている。そうやってもらっている方の労働時間もわかりませんよね。

ここで聞きしたいのは、町と煙樹の杜の協約です。あるんですかないんですかって。指定管理という大義のもと、この程度は結ばれて当然のことだと思うんですが、定款はあると思うんです。社員を雇おうかと思ったら、その社員に対して労働協約をつくっておかなあきません。多分ないと思うんですけれども。役場が指定管理しているところですが、それぐらいのものがあっても当然だと思うんですけれども。この労働協約をつくれば、初任給からずっと出てくるんです。社員に配らなあかん、これ。普通これで残業したら1.2とか法的に決まっていますから。極端に言えば、産業建設課さん、朝の早うから薬剤散布やってくれていますけれども、朝4時からもしたとしたら、朝4時から5時までこれ深夜手当つくんです、普通は。130%増しですよ、135くらいあったかな。深夜手当というのは午後10時15分から朝の5時までつくんですが、要はそんな細かいこと書けとは言っていないけれども、給料は何ぼで何が何ぼでって、それくらい大まかなこと書いたもの、指定管理したらそことどういふことでやるんですか、こういうことでやります、これ

でよろしいですかとお互い協定で調印せないかんの違うんですか、こんなもん。

次3点目、質問の仕方が悪かったようで。ですが、5月の収益などは聞いてもないけれども答弁してくれています。

ただ、担当課長がイベントを行うごとに売上げが伸びていると言っているんです。そんなものトータルでどーんと来たら、売上げ伸びているのか伸びていないのかさっぱりわからんやないですか。18回イベントを打ったんなら18回全部一個一個出してください。それが当たり前でしょう。そう聞いているんですから。イベントごとの収益を示すように質問したつもりでありましたが、要するに一回一回それぞれの収益です。合計で示されても収益がわかりません。先ほどの町長の答弁では、毎回の売上げすらややこしい。ましてや、イベント打って売上げ100円伸びているんか100千伸びているんか10千しか伸びてないんか減っているんかふえているんか全くわからない。よろしく願います。

4点目。シェアキッチンが週三、四回は当法人が運営する。これ、私が言ったんじゃないんです、施設運営のところキッチンと明記されています。この三、四日当法人が運営する、町長できてないんやおっしゃっていましたが、これ、できてないんやったら、しやすいんじゃないんですか、やる気があれば。やる気ないんです、はっきり言って。何でできないんですか、わざわざ明記しておいて。明記したこともできてないんです。もう、これも私が書いたんじゃないんです。見て読めば読むほどむなしくも悲しくもなる。1日の目標売上げ80千円って書いてある。確かに目標は立派です。目標ですから立派でいいんですけども、やらなんだら100円も千円も上がりません。一体これ、こういうこと誰が誰とこういった約束事を活字にしたんですか。町長には、ぜひこれらの約束事、存在している状況をどのように今後対応されるのか。私、これ、現状、文句言っているわけやないんです、心配しているんです。今後どうされていくのか。ぜひ、今後の対応をお聞きしたいと思います。

5点目ですが、ここでも大きくちょっと、ええっ、と思うところです。

松葉かきの委託料とは、そもそも論でいえばオーナーともあろうお人がお店の掃除はもちろん、周りの駐車場、こんなことすると思いますか、委託で、お店やっている人が。こんなこと、お店の掃除はもちろん周辺の掃除も自分たちであるのが当然のことやないんですか。ここからそもそもやる気があるのかないのかと思ってしまいます。こういうことを聞きますと、煙樹の杜の理事長さんか社長さんか大企業の社長のような、社長室の外注ですか掃除。いいですね。私独身ですけども、自分の部屋は自分で掃除しなければなりませんので。これ多分、補助金がどんどんこどんどこ入ってくるからとしか思えません。補助金があるから使えるんです。これ、もし役員の皆さんが自分らの1,000千でも出資金出して地方創生やっただとします。自分らの金でやる必要はないんですけども、そうしたらこんなことやってられますか。多分できないと思います。自分らの金ならできやん。補助金ならできる。これってもうけ話の一番欠落しているところ。ついでに言わせてもらう

と、水代、電気代、補助金で賄う。大体、美浜町の商売やっている方、みんな四苦八苦しで自分らで町に補助金出してくれとは言いません。みんな苦勞してやっているんです。私がしょっちゅう昼食、夕食食べに行っているところなんか、朝からあけて晩の9時10時まであけて、それでも1日80千円の売り上げも上がりませんというような、何日もあるんです。これ、本当に、国からの地方創生のための補助金、ただ同然でもらってくるわけやないんです、町も負担しているんです。国の補助金といえどもこれも税金です。町もそれに追加して負担している。町の持ち出しも多い。

ここでお尋ねしますが、今、地方創生分で今年度分、どれぐらい入っているんですか、金額。まだ入っていないんでしょうね。

もう一つ、講演会を主催するのはいいんですが、その講師には失礼かもしれませんが、クールビズといっても講師がポロシャツ、Tシャツで講師をやる。そんな、私もいろんな講演会行きますけれども、そんな講師見たことないです、ここだけです、そんな講師呼んで来るのは。まあ、クールビズといっても議員も10人いますので理解もできてない方もおられるようですが。結局、高額な講師料を支払われているんですから、もうちょっとびしっとして私が講師ですよと言えないもんかね。町長、どう思われますか、これ。

次に、6番目に質問します。

6番目の件ですが、県の担当課のどなたが、木の根っこというのは地中にあるんですから踏まなんだらええやろう、踏んだか踏めへんかわかりませんよね。雑木切って松ぼっかりになっているんでしょう。そこを駐車場にしているんですか。県が言うからええわでそういうことじゃないしに違うと思うんです。誰が言っているんですか、県に。我々、今こそ松の保護育成会があつて余り口出ししませんけれども、ないころは毎回、議会ごとに松枯れの質問し合ったんです、今までずっと。沖永良部まで行ったことあるんです、松で。何で沖永良部まで行ったかという、松くい虫にやられた。あそこは小さな島ですから木がないと水がなくなるんです。えらいこっちゃというて。もう下まで、山の上から下までおろすのが大変時間がかかる。山の上で燃やして山火事になって何遍叱られたかと言っていました、当時の担当者。それぐらい一生懸命やって松枯れゼロまでにしたんです。だから、議会からも視察に行ったんです。今、こうやって松、松って言わないからってちょっとおかしいん違いますか、これ。本当でしたら、松林になる遊歩道を軽トラでどんどん走ってもええってことですよね。ちょっと今のは極端過ぎましたんですみません。

7番目、模索でさらに補助金を使うのですかということなんです。これから模索しているんなことをしたいと思います、まだはっきり決まってない。決まってないんやって、今ごろ言ってるのかいなとか思うんです。非常に遅いんじゃないんですか。今、この時期に模索ですか、まだ。いまだに模索。今だったらもう企業押してあつちに1千出そうか、こっちに1千出そうかというところじゃないんですか、本当いえば。

ビアガーデンと言いましたね、町長。毎週するんですか、毎日しませんよね、絶対。今の状況を見ておるとね。冬場もしませんよね。いいんですかそれで。来年の補助金どう

するんですか、町長。こういうことばかりやっていて。地方創生で補助金出てこないとなれば、町が補助金出すんですか。もう独立してもいいくらいのころなんです。ないんですか。もうやめませんか、町長。ここでやめたら煙樹の杜も頑張ったけれどもで済みそうですけれども。これこのまま続けるということは、結局補助金使っただけなのかみたいになってしまいますよ。余りにも気の毒じゃないですか、煙樹の杜の皆さん。私は、文句ばかり言っているだけじゃないんですよ。結局心配しているんです。結局悪者になるの煙樹の杜の皆さんでしょう。これ、煙樹の杜に対する指導はどうなっているんですか。ぜひ、わかりやすいご答弁よろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

高野議員が言われます最初のきゅうりのキューちゃんのお話ですけれども、本当にそういうことで活性化できたらいいとは思いますが、ただ、この補助金がもうこういうメニューでこういうことをやっていこうということで皆さん進んで頑張っていただいております。いい案をいただいたので、またこういうものも法人で、皆さんで自立していくためには、本当にこういう何かをつくっていくという、そういう案もこちらからまたお示ししていけたらなと考えてございます。

何点かありますので抜けたらまたご指摘ください。

3月までに好転の見込みはあるのかということではございますが、私どもといたしましては、やはり今年度も補助金というこの予算ついておる中で、皆さん頑張っていただいている中、自立していただけるようサポートできるところはサポートしていきながら頑張っていただきたい、そういうふうに見守るしか今はないのかなと思っているところでございます。

それから、そんなにもらっているのかということではございますが、労働協約については今のところそういうことは進んではございません。

それと、売り上げ伸びていないということですが、シェアキッチンやマルシェにつきましては、賃貸料はいただいておりますが、その開いた人がその収益を受けるということになっておりますので、そこは貸した方についてはもうけも出ているかと思っております。それと、そういうことに対して集客という部分については集客できているのではないかと考えてございます。

それから、松葉かきの委託料についてもお話がございましたが、これはあくまでも予算として法人から出てきているものであります。ただ、毎日理事長ほか皆さんが松林の中でせっせと掃除していただいている姿を見ておりますので、本当に頭が下がるなという思いはございます。ありがたいなということで私はそういうふうに思っております。

それから、切り開いた松の株の件ではございますが、やはり法人に活性化していただくと思いましたら、この車の時代、駐車場なかったら来てもらえない、集客できないということでございますので、この駐車場も増設したかと思うんですが、松の保護・育成につ

いては駐車場スペースにはアスファルトも張ってなく、水も浸透しているので保護・育成については、素人考えではございますが、心配ないのかなという思いはございます。私も何度か車もとめておりますが、根を踏んだというような感覚は今のところございません。こういう答弁で納得していただけるとは思っておりませんが、そういうふうを考えております。

今ごろ見守りたいとか自立していただきたいと、これは非常に遅いんじゃないかということではございますが、今年度も補助金も国から来ています。それと町からも出しております。やはりそれを自立のためにやっていただくしかないのかなと、今白黒つけてというのは私にはちょっとそういうことは考えておりませんで、やはり自立していただけるようにサポートできたらなとこういうふうを考えております。いろんな指導とか、お互い法人の皆さんとお話し合って、話し合いながら進めていけたらと思っておるところでございます。

抜けていたらまた指摘してください。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） ちょっとイレギュラーなことですが、町長が今、非常によいことをおっしゃっていただいたんでひっかけて申し上げます。

車がなかったらとおっしゃいました。この田舎ですから車がなかったらどこも行けないんですよ、買い物にも。今、しきりにマスコミが高齢者悪者みたいに、また事故を起こした、何した、こないした、まるで高齢者みんなが悪いみたいに言っているんです。もつてのほか。そんな理由ならマスコミに言うことと違うんですが、ちゃんと交通網をきっちりしてから、車に乗らんでもいいようにしてくださいよ、田舎では。それもなしの田舎ではどうする、やっぱり車乗らな仕方ないですよ。だんだんテレビ見てたら腹立ってきて。高齢者が極悪人みたいに言われて。私もそうですから。車ないとどこへも行けません。

いろんなことを模索するという中で、町長、一言ぼつんと言ったのがメニューは決まっているんです。メニューが決まっているんだったらちゃっちゃと進めたらいいんと違うんですか。私本当に、これもうやめて、公民館管理にして公民館、テニスコートのように管理するように使わせてください、何日です、電気代も水道代も使用者負担です。建物建った分のお金はかかりましたけれども、何ぼか光熱水費はそれくらい取れるんちゃうかなと思っただけです。集客ということですか、イベント打ったらそりゃお客さん来ますよ。もう和田東もこいのぼりおろして今度は夏祭りです。タコ焼き、焼きそば、綿菓子全部ただです。子どもには、ヨーヨー釣りから金魚すくい、バーベキュー全部ただです。客は集まる。和田東にこれだけ人いてたんかと思うくらいです。これ、元はかかっているんです、やるぐらい。寄附、地域の地区員も含めてあるからできるんです。クリスマスになったら、クリスマスイルミネーションやります。電気代、あそこに電気引いています。タイマー入れて、暗くなる前につけて夜中になったら消えるようにしています。あれ全部若いスポー

ツクラブの皆さんがやってくれているんです。大概東のイベントは全て、大概若いスポーツクラブの皆さんがやってくれています。そこで集客する、それはいいんですよイベントするのは、悪いとは言いませんよ。次の事業につながるイベントを打たなあかん。全く関係のないイベントを打って何するんやと、人来るけれども物買わん。平日、イベント打ってないとき物売っても物売れやん。なぜかと、そのイベント打つときにそういったものに近いもののイベントをしないからです。違うんですか、思いませんか。イベント、単に打ったら人来るの当然です。そのイベント、例えば、わかりやすく言えば今度タコ焼き屋するんやと。イベントを打って来い来い、タコ焼きたただ配ったらうまかったら絶対来るんです。うまかったら来るけどまずかったら来ない。お客さんってそんなものです。だから、もう一度聞きますけれども、イベントは次の事業につながるようなイベントを打ってください。ビアガーデンもいいですけども、私のところの家からだったら歩いて行けますので、酔っぱらってどこかへ車にひかれないように気をつけやんとあかんと思うんですが、単に日曜日だけぼんと開けるんだったら余り意味ないんと違いますか。金土日開けるんやと、そういうことでやってもらわないと夏場だけのことですから。本当に、夏場だけでもいいかなと思うんです。ただ、これ、保健所がよう許可おろしたなと思うんです。おろしたん違う、もともと許可とってあるからできるんです。手洗い場もしれている。トイレも向こうへ行かなあかん。普通やったらおりません、行政が一丁嘸みしてるからおりたん違うんですか。実際そうでしょう。トイレどこへ行くんですか、吉原のあそこの端っこ、北のほうまで行かなあかんのですよ、あるの。集客力って普通50人寄るなら50人寄るトイレが要るんです、わかりますか、そういうことになるんですよ。ところがあれはついでにふらっとやったものでしょう、ないと同じようなんでしょう。その辺よく理解しておいてください。恐らく、保健所も普通あそこにぼんと建って喫茶店やっていたと。次、ビアガーデンやる、夏場だけ。必ず注意入りますよ、普通は。入って当然やないですか。公共物のものを建ったら、そこへ100人収容やったら100人用のトイレ要るんです、に近い、100人用のトイレ違います、近い。それがそういうものでしょう。ところが、あれはついでにビアガーデンやっているだけだ、許可はおおりてあるからもう。町長どう思いますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

私も今後の運営を危惧しているところもありますけれども、やはり今は自立運営していただけるよう、側面的に協力し、見守っていきたいと考えているところですので、いろんなイベントにも参加させていただいているところでございます。

煙樹の杜さんにしてもやはりこのビアガーデンが今回黒字になったということでございますので、これに向けて、またどういう方向性かを出していただけると私も期待しているところでございますので、今のところは本当に計画に沿って頑張っていただければと思っておりますので、何とか見守りたいなというふうに考えているところでございます。

どうかまた一緒にビアガーデン行きましょう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（谷重幸君）　しばらく休憩します。

再開は10時5分です。

午前九時五十四分休憩

——・——

午前十時〇五分再開

○議長（谷重幸君）　再開します。

4番、北村議員の質問を許します。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君）　議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずは、今後の財政調整基金について。第2回定例会の質問に当たり、3点について質問をさせていただきたいと思います。

想定する歳出の水準と比べ、財源が超過する年度に積立金を積み増す一方、不足する年度は取り崩すことで望ましい歳出の水準を毎年度実現するのが財政調整基金の基本的な役割であります。

一般的に、急激な歳入減や突発の歳出増に備えて積み立てる財政調整基金。将来の借金返済、地方債償還に備えて積み立てる減債基金。その他、個別用途に備えて積み立てる特別目的基金。例えば、当町でいうところの高齢者福祉基金、墓地管理基金、水産業振興基金などがあると思います。

以前の3月議会のお話の中で、財政調整基金の残高をお聞きしましたが、平成24年度末が最高で約15億円ありましたが、平成30年度末では約11億円と減少しております。

そこで2点について質問させていただきます。

前回の3月議会で、町長は財政調整基金の残高は10億円をキープしたいとおっしゃっておられましたが、今後、この10億円をキープできるとお考えでしょうか。

そして2つ目、当町の標準財政規模は23億で前回の3月議会で財政調整基金の目安は全体の10%の2億30,000千であるとおっしゃっておられましたが、どんどん基金が減っていているのも事実でございます。町長が求める新規事業等を今後はどういうビジョンを持って施策を推進していくおつもりなのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（谷重幸君）　町長。

○町長（藪内美和子君）　北村議員の1点目、今後の財政調整基金について1つ目の前回の3月議会で、町長は財政調整基金の残高は10億円をキープしたいとおっしゃられておられましたが、今後この10億円をキープできるとお考えでしょうかについてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、財政調整基金の残高につきましては平成24年度末15億630千円、平成25年度末14億23,930千円、平成26年度末13億40,01

0千円、平成27年度末13億43,240千円、平成28年度末13億56,140千円、平成29年度末12億9,050千円、平成30年度末11億11,600千円と減少してございます。

令和元年度6月補正後におきましては、昨年度と同額の2億50,000千を取り崩し、残高が8億60,000千円となっております。今年度末には、財政調整基金へ積み立てを行います。昨年度と同額の1億50,000千円を積み立てできたとしましても10億10,000千円となり、どうにか10億円という状況でございます。来年度以降につきましては、このような状況ですと10億円を割ってしまうということになります。

しかし、私といたしましては、限られた財源の中で優先順位をつけ、10億円をキープできるよう財政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

2つ目の当町の標準財政規模は23億円で、前回の3月議会で財政調整基金の目安は全体の10%の2億30,000千円であるとおっしゃられておりましたが、どんどん基金が減ってきているのも事実であると思います。町長が求める新規事業等を今後はどういうビジョンを持って施策を推進していくおつもりなのか、町長の見解をお伺いします。お答えいたします。

前回の3月議会におきまして、担当課長から財政調整基金の適正規模について、他市町村の財政調整基金の管理方針などでは、標準財政規模の10%以上が望ましいとしている市町村もございます。それでいきますと、当町では標準財政規模が約23億円なので、仮に10%ということとしますと2億30,000千円が適正規模であるということになります。

しかし、今後の公共施設等の老朽化に係る経費、災害、防災対策、社会保障関係経費の増大などにより、当町においては10億円が適正規模と考えているところであると答弁させていただきました。私からも10億円程度は持っておきたいと答弁したところでございます。

ご質問であります、町長が求める新規事業等を今後はどういうビジョンを持って施策を推進していくおつもりなのかということでございますが、私といたしましては、皆様からの要望に対して全て予算に反映したい思いはありますが、限られた財源の中で財政運営をしていかなければ次世代の子どもたちに負担を残すことになりかねません。歳出におきましては限られた財源の中で優先順位をつけ、歳入におきましてはいかに入りをふやしていくかを考えているところでございます。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 再質問させていただきます。

できる限りの努力をして10億円キープしたいということですが、そのことについては町長の方針をぜひ応援させていただきたいと思っております。

考え方の一個として、例えば財政調整基金が10%であるとか20%が望ましいとか、

その自治体によって違うのでそれは自治体の取り方であって、10億円が望ましいというのもこれまた一個のお考えの一つだと理解します。

その中で、基金というのも当町におきましてもさまざまな基金がありますが、もちろんその基金はほとんど条例でその処分事由が使っている、使い道であるということで、そしてまた基金に関しましては、うちはほとんどないので、それを例えば使い回せというお話でもございませんでして。その今後の取り返しのそれより、今後取り返しのつかない財政運営にならないためにも今から早急に準備しておかなければならないとこのように思います。願わくば、収入の範囲で予算を組み、町長の施政方針にもありましたように限られた財源の中で優先順位をつけ、予算を編成行ったところでございますと施政方針でもおっしゃっておられます。このことから、町長が思い描いている将来ビジョンをどうお考えだったのかということ、ちょっと問い合わせをさせていただいたということでございます。

そこで再質問でございますが、減少傾向にある財政調整基金の残高は、今も言ったように来年度以降このような状況下で10億円を割ってしまうとは思いますが、10億円にこだわらず、逆に10億円にこだわらず住民サービスを含めた町運営にしていっていただきたいと思っておりますが、何かほかにお考えございましたらよろしく申し上げます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

何か考えておられるのかということでございますが、やはり出を制して入りをふやすということを考えますと、今何を入りで何なのかと言われますと、やはり後からもまたご質問いただけたらと思いますが、このふるさと納税に頼らざるを得ないのかなというふうにも考えてございます。ただ、人口が減っておりますので、税収が減ってきておりますのでそういうことと、あと補助金です、交付金。いろんなプラスになるような、そういうことを探しながら、職員にそういうことを探していただきながら、自分ところのお金を減らさないで、サービスを低下しないでやっていきたいという気持ちはあります。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 町長、ご誘導ありがとうございます。

それでは、ふるさと納税のほう、2点目いかせていただきます。

ふるさと納税の改正について。

財政が悪化する原因は、言わずと知れた収入額より支出額のほうが大きいからです。減税や景気低迷、そして防災関連の公共事業等をやらなくてはならない事業がたくさんあるからだと推測します。その上、景気対策のために公共工事、道路や河川、社会資本の払い下げに伴う維持管理など行政施策のための資質がふえ、この状態でいくとどんな自治体でもいずれ財政再建団体になっていきかねないと思います。税収が今後たちまち見込めないのであれば、見込める税収を模索していただかなければならないとも思います。

そこで、私も一般質問で何度もしているように、ふるさと納税が今の現状を変えられる

数少ない税収増の一つではないでしょうか。2019年6月1日ふるさと納税のルールが大きく変わりました。総務省は今回、強制力のある法律でふるさと納税のルールを新たに決めました。今後は、総務省の事前審査を受け、返礼品が地場産品でかつ寄附額の3割以下などの基準を守らない自治体はふるさと納税制度の対象外となります。さらに、募集のための広告費や返礼品の送料などの費用も含めて経費を寄附額の5割以下に抑えるということでもあります。

そこで、3点の質問をさせていただきます。

法改正後のふるさと納税の制度についての質問をさせていただきます。

1つ目、当町の返礼品もかなり減ってきていると思いますが、その対策は何かお考えでしょうか。

2つ目、他市町との地場産品には協定等が必要となりましたが、現状をお聞かせ願いたいと思います。

そして3つ目、今後当町へのふるさと納税の税収はどう推移していくとお考えでしょうか。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） ふるさと納税の改正について1つ目、当町の返礼品もかなり減ってきていると思いますが、その対策は何かお考えでしょうかについてお答えいたします。

本年6月1日地方税法の改正があり、当町のふるさと納税への返礼品についても見直しを行ったところでございます。

議員がおっしゃるように、見直しによって返礼品数は減りましたが、今後も新制度の趣旨にのっとり返礼品をふやすように努力していきたいと考えてございます。既に、町内の新たな事業者様からお話をいただいたり、現在返礼品を出品していただいている事業者様からも新たな返礼品のご提案をいただいているところでございます。また、新規の返礼品を募集するため、今月発行予定の広報みはまにも募集の記事を掲載する予定となっております。

2つ目の他市町との地場産品には協定が必要となりましたが、現状をお聞かせ願いたいと思いますについてお答えいたします。

御坊市を含む日高郡内の市町とは、これまで取り扱いをしていた返礼品について5月中に協定を締結してございます。なお、和歌山県が総務省へ確認したところ、近隣団体の基準は最大で県内との回答であったことから、今後県内の市町村と協定を締結し、より一層返礼品の拡充に努めていきたいと考えてございます。

3点目、今後当町へのふるさと納税の税収はどう推移していくとお考えですかについてお答えいたします。

当町といたしましては、ふるさと納税は貴重な財源でございますので、町内の返礼品の

発掘や県内の市町村と協定を結ぶことにより充実させ、これまで以上に寄附金が集まるよう努力していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 財政調整基金のくだりがちょっと伏線になってしまったかとは思いますが、ふるさと納税の法改正。私も、ふるさと納税、ふるさと納税と議会が開かれるたびに一般質問でさせていただきました。おかげさまで、おかげさまでかわかりませんけれども、平成30年で約50,000千円近い寄附が寄せられてきております。

思い起こせば、平成26年度は5件で300千、平成27年度は6件で1,200千、平成28年度は27件で1,400千、そして平成29年度は2,005件で15,420千と。今回も31年度はどうなっているんでしょうかと、何件あるんやろうなというところもあるんですが、町長もおっしゃっておられましたように、当町としてもふるさと納税は貴重な財源だと言っておられます。今のところ当町ではほかで税収増を見込めない現状、このふるさと納税にかかる思いは町長も大きく期待に膨らんでいることだろうと推測させていただきます。

一応ご説明させていただきますと、このふるさと納税、出身地や旅行で訪れた場所など自分が応援したいと思う自治体に寄附ができる仕組みだと。寄附をすると自治体から特産品、名産品などお礼の品として受け取ることができる。寄附した金額の分その年の所得税還付と翌年度の個人税の控除など、還付控除が受けられるということでございます。控除の上限に達するまでは幾ら寄附しても自己負担額は2千円。こういった仕組みの便利さや返礼品の魅力が支持され、その市場は今回のように拡大してきたということでございます。

そこで再質問でございますが、返礼品もかなり減ってきましたねということでございます。再質問といいますか、ちょっと提案にもなるかとは思いますが、物にこだわるのではなくて、例えば魚ですよとかイチゴですよとか肉ですよとかいうのももちろん全国各地それがベースになっているんでしょうけれども、例えばサービスを提供するということももちろんやっておられる自治体かなりあると思うんです。そんなにむちゃくちゃはないと思うんですけれども、少ないとは思いますがあるんです。例えば、レジャー関係とか体験型の関係とか、健康志向美浜町は百歳体操とかいろいろやっていますが、そういう体験型に、物にかわるもの、例えばレジャーでいうところの渡船の釣りのところに招待するだとか、イチゴ狩りだとか。この前テレビでもやっていましたけれども、電車を運転していただく、試乗運転の体験にふるさと納税を使ってやっておられる自治体がございました。そういう物にこだわらなくてもまさに、例えば美浜町どうよというところに何があるというときに、ないんやないんやないんやというときに、また物ではなくてそういう行動に移れるような体験とかそういうのを一回模索してはいかがでしょうか。という質問ではないですが、提案として町長は一回どんなお考えかなと、今、私の言うたことに対してどんな

お考えかなと思います。

そして2つ目ですが、今回の6月1日の法改正で協定が必要となり現状はということになるんですが、これに関しましては、県内の市町村と協定を結ぶのであれば電話と、簡単に言うたら各自治体を回って協定を結ぶだけではなくて、そのお店とか新しい商品を見つけて足を運んで回るとか、今ある既存に対してお願いしていただけじゃふえるわけがないです。基本的に県内の返礼品として、県内のものであれば基本的にええという総務省のお達しがあったとお聞きしております。ですから近隣もそうですけれども、そういう担当課の方は大変ではございますが、そういうふうに戻っていただいて、お店も回っていただいて、そこまでやっていただいてそれで一回話を取りつけてそれを自治体にお話を持っていくと。基本的に活性化にはなっているんです。そういうお店に対しての活性化にもなっていて、まちの取り組みとしてじゃなくてもそういう、よそさんがもうかるん違うのかという話もあるかもわからないですけども、和歌山県がもうかったらいいじゃないですか。美浜町含めて和歌山県がもうかったらいいという考え方も一つありと。じゃないと視野が狭くなると、次の新しい案が浮かんでこないというふうに私は思っております。

そして3つ目のふるさと納税の税収はどうなっていくかということですが、当町のようにまだ何千万単位の自治体にはまだまだ私は伸び代があるところのように思っております。ふるさと納税の市場は引き続き私はまだ拡大する、皆さんが思っている逆やと思っております、拡大するかなと。その理由としまして、税の控除が受けられた上に何かしらの見返りがもらえると、そしてもう一点、今までその自治体に返礼品を目当てに寄附をしていた人たちが気に入った商品がなくなったり、いろいろどころかいうお話やないですけどもそういう今までやってきたところがなくなったりするということで、結構、寄附というのは、これはお得なお話でもあるところなので、何か物に変えるということであれば、例えばその中の選択肢の中に今までなかった美浜町がふえる確率もまた上がってくるわけですので、どここの何々があかんようになったということに対して今度はこっちでやろうかということも考えられるお話でございます。チャンスがめぐってきたかなと思うんですが、町長はこれ、町長のお言葉としてこの3つ目は推移としてどう見ておられるか、それと意気込みとよろしく申し上げます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

1つ目の物にこだわることなくサービス提供ということではございますが、私どもも係と話している中でサービス提供のいろんなサービスを考えているところでございます。そのサービスを受けてくださるところもありますので、今前へ進めているところではございますが、これはこうですよというお答えが今まだちょっときっちりできていないのでお答えは控えさせていただきますが、そのサービス提供にも前向きに取り組んでいるところでございます。

それと、2つ目につきましては、県内、郡内ではなしに県内の業者とということではご

ございますが、たまたまきのうの県議会もテレビで見たわけですが、その中でふるさと納税について県の議員さんが知事に質問されておりました。そんな中で、やっぱり共通返礼品ということで県全体の産業発展につながると知事も答弁されておりましたので、今後また県の動向を見ていきたいと思っております。それに一緒にやっていけたらなと思っておりますのでございます。

それと、3つ目につきましては、本当に1億円ぐらい何とか寄附していただいたらなと思っておりますが、やっぱり財政厳しい折、ふるさと納税について職員にも先日の課長会でどうか子どもさんや親戚、それから美浜町外に住んでいる職員の皆さん、どうか美浜町へのふるさと納税をしていただけるようお願い、あくまでもお願いですが、お願いしたいということでお願いをしているところです。私も、娘たち、親戚の皆さんにお声がけしましたら早速娘からふるさと納税したでという返事をいただきました。そういうふうに、私も力を入れていきたいと思っておりますので、どうか議員の皆様もご親戚にお声がけいただけたらとお願い申し上げます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） そうですね。ふるさと納税。しかしながら人がしていることを2番手3番手ならなかなかその売り上げも2番手3番手、下手すりゃもっと下ということもありますので、町長、一回人がしないような体験のふるさと納税を考えていただいたりレジャーのことを考えていただきながらやっていただきたいとこのように思います。

では、3つ目にいかせていただきます。

学童保育の将来について。

学童保育とは、主に日中保護者が家庭にいない小学校の児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の通称であります。法律上の正式名称は放課後児童健全育成事業で、厚生労働省が所管するとあります。学童保育は、保育者の保育に欠ける児童の安全を守る場であるとともに、学齢期の児童が自立するための成長支援、健全育成を実践する場でもあります。仕事と子育ての両立が国を挙げて課題となる中で、特に保育所を利用していた家庭にとっては、子どもが卒園して小学校に入学しても保護者が安心して就労、介護、病気治療等を継続する上で不可欠な制度であり、地域によっては申請が殺到して待機児童が生じるほど需要が高いと言われております。かつては、仕事を持つ親が自主的に保護者会や任意団体を結成して学童保育を立ち上げたり、自治体が条例で制度化して直営の学童保育を実施するケースが多いと思っております。

そこで4点について質問させていただきます。

今日に至るまでの公設民営化になった経緯を詳しく教えていただきたいと思っております。

2つ目、今の学童保育の状態が安心・安全な学童保育であり、まちとしてのかわりはこれがベストであると思われませんか。

3つ目、日高郡の他市町を見てみると公設公営が3市町、公設民営が3市町ではありま

すが、民営化している市町はほぼ法人とは思いますが、当町は何ゆえに個人経営なのでしょう。理由をお聞かせいただきたいと思えます。

4つ目、昨今、子どもが関係する交通事故や悲惨な事件が多発しております。当町でもいかなることがあってもおかしくないという現状であります。何か事故、事件が起こったときのこの状態の責任の所在は現在どこにあるのでしょうか。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 北村議員の学童保育の将来についてということで、4点のご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず1点目、学童保育の今日に至るまでの経緯ということについてです。

かつて、和田小学校の保護者から学童保育の設立を希望する声が高まり、平成13年4月に友遊クラブが設立され、設置場所を中央公民館、和田小学校の空き教室を経て平成21年4月より元みはま幼稚園にて運営されてございます。また、当時設立するに当たり、保護者と支援員が一体となって管理運営を行うとの条件のもとクラブ規約が制定され、まちにおきましては実施要綱を制定し管理運営業務の委託契約を学童保育友遊クラブ会長と締結してございます。

松原クラブにつきましては、友遊クラブと同じような理由から平成18年7月に設立され、設置場所をさざなみ荘に置き、平成22年4月より元松原幼稚園にて運営されてございます。また、設立時には友遊クラブを手本として同様に管理運営業務の委託契約を締結してございます。

2点目、今の学童保育の状況が安心・安全な学童保育であり、まちとしてのかかわりはベストであるかというご質問です。

松原クラブ、友遊クラブにつきましては、条例などの運営基準などにのっとり、学童保育の運営管理業務をそれぞれ委託してございます。いずれのクラブの構成員につきましても保護者、支援員、趣旨に賛同する団体及び個人で組織されており、毎年総会ではクラブ運営に関する事、役員を選出、規約の改正などが話し合わせ、保護者、支援員などが一体となって安心で安全な学童保育の運営に努めていただいているものと認識してございます。

さて、まちとしてのかかわりがベストなのかどうかということのご質問ですが、現時点におきましては、教育委員会がかかわることのできる最大限の範囲として捉えてございます。

3点目、当町は何ゆえ個人経営なのかということについてです。

1つ目のご質問の経緯と重なる部分があるかと思えますが、保護者と支援員が一体となって管理運営を行うとの条件のもと、過去からの経緯からそれぞれのクラブに管理運営を委託しているところでございます。

なお、当町は何ゆえ個人経営なのかについてのご質問ですが、個人経営ではなく、それ

ぞれのクラブにおいて経営していただいていると認識してございます。

4点目、何か事故・事件が起こったときの責任の所在はどこにあるかということについてですが、起こった事故や事件の内容、場所などにより責任の所在はいろいろあるかと思われま。例えば、学童保育中に限ったことで申し上げますと、支援員の責任につきましては、事故などが予見され、注意または指示を怠った場合や事故発生時の対応のまずさなどが問われる場合が考えられます。まちの責任という点では、施設整備の不備による事故や支援員を含め管理運営面での指導監督責任などが問われる場合が考えられます。いずれにしても、瑕疵の度合いによって判断されるものであり、責任の所在につきましては指導監督の立場である教育委員会、最終的には町長に至るまでということになると認識してございます。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 私が小学校で生活を送っていたのは昭和50年代ぐらいでございます。当時は、40年の後半の幼稚園のときから1人で幼稚園まで通っていたような感じの時代でございました。当時は、車の台数も少なく、スピードもそんなに出ていなく今ほど危なくない時代でございました。小学校の運動部といえば、野球かバレーかというぐらいのもので、あとは自分たちで田んぼへ行ったり、田んぼへ行ったなんて言うたら怒られますけれども、そのころは田んぼへ行ったり池で遊んだり山で遊んだりという自分たちで遊びを見つける日々でございました。もちろんテレビゲームなんかもございません。今はそんな時代とはまた別の世界で、子どもたちはその時代時代によって放課後生活の仕方も変わってきていると思います。平成の中期、真ん中ぐらいに美浜町にできた学童保育も、今や令和の時代が始まり進化していかなければならないとこのように思います。

当時の設立の経緯がどうであれ、時代のニーズに合っていなければ、変革していかなければならないとこのように思っております。具体的には、簡単に言えば人、場所、お金といったような解決策で簡単には解決できるかもわかりませんが、今後の子どもの放課後生活の課題は日々大きく問題となってきております。新しい時代には、社会全体でクリアしていかなければならないと私は思っております。この件に関しましては、一部の保護者と一部の学童保育の支援員のお声をもとに質問させていただいておることをご理解の上聞いていただければと思います。

それでは、2つ目からいかせていただきます。

質問の前に、今の学童保育の状態が安全・安心な学童保育なのかという質問で、教育委員会がかかわることのできる最大限の範囲というお答えをいただきました。これが最大限なら、13年4月から大体一緒です、進歩ゼロということです、最大限ですから。もう18年たっているんです。支援員さんは大変じゃないですか、状況変わって人数も昔と違うでしょうし。もちろん保護者の方も子どもたちも皆支援員さん自体も変わっておるんです、18年たてば。この答弁書を見ている限りでは、少し変えようかな、ちょっとこ入れしようかなという気はないとお見受けします。

そこで質問でございますが、安心・安全のさらなる追求というのは教育委員会にはないんですか。学童保育も今や美浜町の社会環境の中の一つやと思います。住民サービスとして、教育委員会として捉えられないのか、これも質問でございます。

もう一つ。保護者と支援員が一体となって運営に努めていると認識していると言うておられますが、どこのどんな場面で認識されたのか。教育長がおっしゃられたので、認識していると。支援員さんはあっふあっふです、そうでしょう。

そして3番目。当町は何ゆえ個人経営なのかということでございますが、個人経営ではなくクラブですよということでございますが、まだこれは質問違います。設立当初のことはわかりましたと。当時の先輩、保護者さんたちが一生懸命お考えになってご苦労されてまちと管理運営業務の委託契約に当時の友遊クラブの会長がこぎつけられたのでしょ。お願いして、保護者の方が。当時の保護者さんたちがお願いしたときというのは、もちろん教育課であったとかこういう児童福祉でございますから当時の住民課であったとか福祉関係の課であったとかわかりませんが、そのとき保護者さんが苦労されてやられたんでしょ。その後は、これもおもしろい話なんですけれども、その当時は会長さんという方と契約結んでおられました。平成十何年の時代です。急に代表者というのがあらわれて会長と代表者がおられます。会長に契約を結ばれたまちの状態もあったり、代表者と結ばれたまちの状態もあってどちらも結ばれているんですけども。そういう、何ていうんですか、身元保証と言うたら怒られますけれども、取り決めの中でまちは疑いなかっただかなと思って。代表者であるようなシステムであったり、言い方難しいんですけども会長であるようなシステムであったりするときでも、これを一筆書いて12,000千ほど入れるんでしょ、2回に分けて。それは友遊クラブに入るんでしょ。これおもしろい話で、会長というたら保護者です。代表者も保護者です。ばーん、判こ押したら友遊クラブにお金入るんです。それがちょっと理解できやんところでもあります。

これは、別に答えてもらわなくてもいいです。これは、友遊クラブとの関係もあるので。ただ、それを許してはる町というのはどうかなって、それはもちろん今の教育長のお話だけでもない話ですが、何年もずっとそんなんやっているんですけど。

そこで、質問でございますが、この個人経営ではなくクラブ、私が質問したいことは個人経営ではなくクラブということでございますが、何年かに一回このクラブの会長がかわるわけでございますよね、保護者がかわるわけですから。そこに代表者も同じようにかわるわけです。じゃ、その代表者が友遊クラブの社長です。そうなりますよね、個人じゃないとおっしゃっている中でクラブというのであれば、クラブという意味もちょっと僕、もうちょっとわからんのですけれども。この状態でお金を、お金のことばかり言うたら悪いんですけども、基本的に僕、学童保育が悪いと全然思っておりません、助かっております。それはもう大前提でございまして、そこに12,000千円ほどのお金を入れて4人ほど雇われてということで、別に委託なんで結構なんですけれども、もうちょっときっちりしませんかということでございます。もう一回言います。今の質問ちょっとわかりにく

かったら申しわけないんで。こういう経営スタイルが何年かごとに変わっていくんです。社長がかわりながら経営していくというこのスタイル。それは友遊クラブがやっているといわれたらそうかもわかりませんが、それにまちは何とも思わないんですかという質問と、去年に至っては発足から従事されていた支援員さんもやめられたんですけども、それでも相変わらずふっと会長、はい、はい、判こ押ししてはいお金、やっているこの、何ていうんですか、システム、これにちょっと不信感を得ます。

そして4つ目でございますが、この昨今、子どもが関係する事故云々という悲惨な事故が多発していますと、責任の所在はということでございます。

答えとしましては、支援員の責任はこうやと、町の責任はこうやおっしゃっておられます。これ、代表者は問われませんか。代表者って会社でいうたら社長でしょう。事故・事件あったとき、これ代表者問われる可能性はないですか、これ。例えば、業務上過失傷害とかいろいろ今までテレビでもようあります。代表者、何の責任もなくて代表者になっているんですか。それは、向こうの考え方やと言われたらそれまでですが、それをまちは基本的に100%渡して運営してもうてるんです、委託。代表者って社長じゃないですか、社長も委託しているんでしょう。もし事故あったらその社長、保護者やのに二、三年の間に社長になってもうて、事故あったらそれで逮捕されますやんか、そうでしょう。そういうことをお考えになられていますか。町として考えてほしいんです。何かあったら友遊クラブがやっているんで、民営なんぞということをおっしゃられますが、町が100%出しているのに矛盾していませんか。町が100%出して民営でやってもうてますから文句言えませんかっておかしくないですか、流れが。今の時代やから特に言うているんです。昔やったらさっき言うたように車も少ない、いろいろ私のときもありましたというお話はその伏線で、今はどんなことが起こるかかわからないということを前提にお話しさせてもうてるんです。

それと、そういう事故とか事件の話で、一回支援員に柵をつくってくれへんかなって、前あけっ放しやからって言われたことあると思うんです。そういうのも、もう町で一蹴されたら終わりなわけです、一蹴りされたら終わりなんです。もう民営やのに町で一蹴りされたら前の柵もつくれやん、危ないという状態でも、言い方悪いですけども、町は知らんって言うてるように聞こえます。全て町の言いなりにしかなっていないように聞こえます。でも、しゃあないです、委託ですから。だから町の現状を把握してくださいとっているんです。

そこで4つ目の質問ですが、肝心なことですが、把握するにはどうしたらいいですか。毎日聞き取りしますか。

これともう一個、支援員さんがどんなに苦勞されて切り盛りしているか知っておられますか。教育課として教育長としてコミュニケーション、学童保育ととっておられますか。以上をお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） いっぱいありましたんで、どこからどのように答えたらいいのかわかりませんが、ちょっとメモした部分、できた部分だけ順番に答えていきたいと思えます。

まず、初めのほうのお答えのこの住民サービス云々というお話がありました。だからこそ学童保育というのを開設しているわけでありまして、その気持ちがなければ開く必要はないと私は個人的には思っています。これが住民サービスではないだろうかとまず基本的なところですよ。

それから、契約という部分ですが、いわゆる委託契約をするに当たっては団体との間での委託契約というのはできません。委託契約というのは個人の名前が必要になってくるわけですよ。だから、どこかの会社と委託契約する場合でも会社の社長さんの名前が出てくるはずなんです。ですから、友遊クラブというものと委託契約するためには、友遊クラブの代表者の名前が必要になってくる、または会長さんの名前が必要になってくるということになります。そういう意味で、町つまり町長の名前とクラブの代表者の個人の名前が必要になってくる、これが契約です。団体との契約というのはあり得ませんので、そういったあたりで契約というあたりのご理解をいただけたらと思います。そういう部分から、友遊クラブには保護者会の会長というのがいます。また、松原クラブには会長さんと代表者という方がいらっしゃいます。そういう成り立ちからちょっと違いが出てはいるんですが、そんなあたりで個人の名前と契約をしているというのが現実であります。

それから、経営スタイルはについてですが、経営スタイルについては以前からは変わっていません。今も変わっていません。というのは何かと言うと、原則的にクラブが運営し計画し活動をしていると、そういうことになります。そして、それらについての把握はどうしているのかということですが、私は直接はしておりませんが、教育委員会の中に担当者がおりますので、担当者が常に何かあったときには連絡が来るように、何かあったときには連絡はするようにということで常に連絡はとるようにしております。そういったあたりで、子どもの状態であったりまた支援員の状態であったりというあたりのことは十分に把握できているというふうに思えます。何かあったときには、それについて対応をしております。

それから、責任は代表者は問われないのかというお話がありました。もっとわかりやすい言い方で言いますと、例えば、私学校へ勤めていましたので学校のことで言わせてもらいますと、学校の一番小さい単位は学級ですね、学級です。学級の活動で責任は誰がとるんかということとそこで指導している教師です。担任であったり、ほかの例えば理科とか音楽の場合やったらその先生が、その場1時間なら1時間の間での責任はそこで指導している者が責任をとるとというのがまず第一です。じゃ、その次に誰かということ校長にかかってきます。じゃ、その次はどこかということ教育委員会にかかってきますというふうな形で、責任というのはそういうふうに変化していくというふうに私は考えています。その責任というのは、一つは何かということと仕事をするためのモチベーションでもあると、一方では、裏

側にはそういうものがあるというふうに思います。私はここの責任があるから一生懸命で
きるんだ、責任なかったらどうでもええわとなってしまうので。そういう考え方、私
自身には考え方の中にあります。

そんなあたりで学童保育の中での責任となれば、その場所で指導している範囲内におい
てはそこで指導している支援者の方が責任を持つべき、これは当然のことだと思います。

代表者はどうかというたら、保護者の人はそこへは来ていません。だから、そこは僕、
別に深い責任の、重い責任を持つべき部分ではないと私は個人的に思っています。次はど
こかという、教育委員会が持ったらいいとそういうふうに思います。そういうふうに委
託をしているわけでありますから。だから私どもは支援者というのか指導者を十分に後押
しをしていきたい、そのような形を考えております。

あと何かありましたか。

以上、今考えているところはそういうことで。ただ、今後社会情勢がどういうふうに変
わっていくかもわかりません。また、地域の保護者の、小さい子どもを持つ保護者がどの
程度仕事につかれてどの程度学童保育が必要になってくるかもわかりません。これはもう
将来のことですから、またそのときそのとき課題が出てくれば対応していきたいし、場合
によっては方向性も変えていきたい、変えなければならない、そういうときも来るかもし
れません。これは、将来のこととして考えていきたい、このように思っております。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ありがとうございます。

ちょっとわからないですね、教育長、言うてはることが。

変わってないと思いますって変わってください言うてるんです。変わっていないのをこ
う前へ出されてもだめなんです。変わってほしいから教育長って僕は言うているんです。
変わっていただきたいんです。今後、将来って、いやいや、今もう変わっている時代です
からと僕さつきから訴えているんです。変わってきているんです、現実。それをお願いし
ているんです。そら、例えば、学童保育に戻ったら、40人いてたら40人がみんなそう
思っているって、それは思っていないです。そやけども、何かあったときにそういうシステ
ムじゃよくないんじゃないんですかと。例えば、責任者は代表者の話で、順番はこうであ
りますけれどもこうなるから責任者とか代表者は抜いてくださいねと警察に言うんですか。
よっしゃ、わかったって言えますかね。でもあなたは責任者でしょうと。そこからまず調
べますよ。後々そら返してくれるかもわかりません。とりあえず、代表者というのはそこ
を管理しているというふうにみなされても当然じゃないですか。だから私はいろいろな細
かいことであれば、だから僕言うているのは公設公営、もしかして知れ渡っているかわか
りませんが、公設公営とかにしてくれと言うばかりを言うているんじゃないかと、
公設公営とか法人・企業に頼みながらこういうのやっていったらどうですかということ
を言うてるだけで、今もう変わってもらわな困るんです。今は昔の考え方やったらあかんの
です。

教育長、知っていますか、例えばこれ、和田小学校から友遊クラブで、学童保育行かんとふらふらふらふら出て行って入山歩いたり和田のぐるぐる回って、学童保育行かんと四、五十分放置して、学童保育も電話ない、学校からも電話ないというこんなお話も知っていますか。知っていますか、最近もありましたよね、何回か。いや、もう一回はあるんです、これ。別のトラブルを知っていますか、雨の中出て行った話とか。知っていますか。こういうことあるんです。

だから、何かてこ入れしていただきたいと。教育長、申しわけないですけども、支援員さんの今の代表の代表じゃないですけども、支援員さんとお話しされたこともないですよ、9年おられる人と。やっぱりお話しぐらいしてください。今は教育課で教育委員会で持っているんですから。何も知らんじゃ困ります。だから僕認識しているんですかと言うたんです。お願いしますわ、ほんまに。まちの宝ですよ、美浜町の、数少ない。ぜひお願いします。町長、お願いしますよ。

町長、本当に、これもう最後に町長にご質問させてもらいますけれども、美浜町放課後児童健全育成云々の条例の中にも、町長は児童の保護者その他児童福祉にかかわる当事者の意見を聞き、放課後健全育成事業者に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告することができるかとあるんです。町長からも言えるんです。ぜひ、ちょっと最後に町長のご意見をお聞かせ願いたいんですが、とにかく町長の施政方針にも子どもを育てるといふ、子育てしやすいまちにという一丁目一番地あります。そういうことからもう安全・安心な子育てができるような町づくりの一環として町長にも、町長にもと言うか町長に権利ございますから、ぜひちょっとお声一言いただきたいと思いますが、最後によろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会にはやっていたいでいるわけですが、私としましては、やはり皆様の今後お声を聞きながら調査もして研究したいなと、今それしかお答えできないとは思いますが、やっけていきたい。公設公営にするとかそんなんじゃなくて、どうしたらいいのかという研究をしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3回を超えていますが特別に許します。

4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 町長、前向きにとつけてください。前向きに、前向きにいきましょう。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） まだ調査研究していない中で、はっきり前向きにと言うたら前向きにしたんかとまた言われますので、この場の答弁はこれで、一度調査させてくださいということでご了解ください。

以上です。

○4番（北村龍二君） これで終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は11時15分です。

午前十一時〇五分休憩

——・——

午前十一時十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

7番、谷進介議員の質問を許します。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

早いもので就任3カ月を過ぎ、町長のほうも今議会より存分な議論をお願いしておきます。

では、1点目の質問です。

まずは、町長の町政運営、考え方について、施政方針及び今議会への提出議案より何点かを選び質問をします。その考え、政治方針というものをお示し願いたいと思います。

施政方針で、厳しい財政状況であり、平成29年度決算において経常収支比率が96%と過去最高と述べているが、本年度当初予算におけるその見込みはどれほどなのか。また、今回の肉づけ予算後はどれほどになるのか答弁を求めます。

次に、第2号議案 美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例についてであります。これへの提案理由は、アンケートをし、その結果をもとに提出とのことです。つまり、これはあなた方が折に触れ述べられているPDCAサイクルをきっちり回され、その仕組み・理念を実践されたものであり、少ないながらも小職の議員経験から、この美浜町政では画期的ですばらしいことと思慮していますが、いかがですか。

1点目の最後は、第9号議案 工事委託契約の変更についてであります。こういう議案はどのように感じ取られているのかということをお聞きしたい。

以上、お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の1点目の町政運営、考え方について3点の内容、初めに、政治方針についてお答えさせていただきます。

住民サービスの低下をさせたくないことは事実ですが、それでも、ない袖は振れません。もちろん住民の皆様のご理解をいただきながらではございますが、何もかもではなく、まずは優先順位をつけて事業を執行していきたいと考えてございます。

これ以上、財政の硬直化にならないよう、藪内が町政を担ってさらに進んだと言われることがないように進めていきたいと考えてございます。

財政がよくなれば、少しずつ住民の皆様にお返しできる施策を図っていきたいと思いますが、今は財布のひもを締め、入りをふやす努力をしていきたいと考えているところでございます。

「強く」「優しく」「美しい」まち美浜実現に向け、職員と話し合い、議員の皆様と議論しながら、よりよい方向性を見出していきたいと思っております。

次に、経常収支比率についてお答えさせていただきます。

平成29年度決算における経常収支比率は96%と過去最高の数値となり、臨時的な財政需要に対してほとんど余裕がない状況となっております。

さて、議員のご質問であります本年度当初予算、そして、6月補正後の予算、いわゆる肉づけ後の予算における経常収支比率についてでございますが、本年度当初予算における経常収支比率は108.9%、肉づけ後の予算における経常収支比率は107.7%となっております。いずれの数値におきましても、近年の数値と比較すると高水準であり、厳しい予算編成であることを示していると考えてございます。

なお、平成30年度決算における経常収支比率は、9月議会においてお示しさせていただきます。

2つ目の出生祝金及び子育て応援給付金支給条例の改正に伴うPDCAサイクルについてにお答えいたします。

出生祝金及び子育て応援給付金支給条例は、平成25年度から施行し、現在まで出生祝金で64件、子育て応援給付金では60件、金額にしまして18,800千円を支出しております。条例施行から6年が経過していることや、多額の費用を支出していることから、効果の検証を目的としたアンケート結果や出生数をもとに、PDCAサイクルのチェックに当たる評価を行い、プランいたしました計画と比較分析しましたところ、アクションに当たる改善が必要との判断に至りましたので、見直しプランを実行することについて、5月8日の全員協議会の場で担当課からご説明させていただき、本定例会において条例の改正をお願いするものでございます。

事業内容を継続的に評価、改善する手法としてPDCAサイクルを回すことは非常に有効であると私も認識しております。検証が必要な事業については、今後もこの手法を活用して評価を行い、限られた財源を効果的に執行できるよう努めてまいります。

3つ目の工事委託契約の変更（議案第9号）についてどのように感じ取るかについてお答えいたします。

日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業につきましては、当初、平成30年6月議会において1億67,000千円の契約金額で議決をいただき、同日付で和歌山県と協定書を締結するとともに、その後の平成30年12月議会において、事業のさらなる進捗を図るため、協定書中の契約金額を4,500千円増額し1億71,500千円とする議決を得、委託して建設工事を進めてきているところでございます。

平成30年度からの繰り越し予算に係る工事が令和元年6月28日をもって完成する予

定であり、このことにより平成30年度分の全ての事業費が確定することとなりますので、和歌山県との間で締結している協定書中の金額を1億71,499,680円に減額変更し、事業費の精算を行う必要があるため、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、地方自治法第96条第1項第5号で、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することは、議会議決が必要と規定されており、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000千以上の工事または製造の請負とすると規定してございますので、320円の減額ではありますが、議会議決が必要となることから上程したところでございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） では、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、事業をいろいろ選ぶに当たって優先順位をつけてと、このあたりのお考えは、私も全くそのとおりだと思います。以前の議会でも一度お聞きしたことあるんですけども、それは町へですが、欲しいものはいっぱいあると、住民の方も。自主防の装備にしてもそうですし、いろんな住民サービス、ただその場合欲しいものと必要なもの、このあたりは厳然と分けていただくというか、しっかりした基準、公正な基準をもって分けていただいで進めるという趣旨だととりましたので、それはそれでして何ら異論を挟むところではありません。

それと財政力指数96%云々ということでもいろいろご説明をいただきました。せっかくの機会といたらあれですけども、かなり具体的な数字、また、最後のほう、3点目の質問についても当初の契約、次の増額、いろいろ増減額してこうなつたと、要は法にのっとしてこのような形を出したという答弁だったと思いますので、まずは、その財政力指数が96とか100そのあたりになるとなぜ悪いのかとかわかるように説明していただけたらと思います。ちょっと記憶があやふやですが、平成10年、十二、三年、10年代の前半までは、まちの予算は40数億あったように聞いてはおりますが、今の予算規模よりも大きゅうございます。その当時はその財政力指数がどうだったのかとか、そのあたりも関連づけてご説明できますれば、できなかつたら別に結構です、具体的な数字までは申しませんが、とにかくこのままいくと着実に100を超えそうな勢い、決算ベースで、ありそうですので、それを聞きます。それが1点目の。

2点目は、出生祝い金についてです。PDCAサイクル回されて、本当、まちとしては、まちというか地方公共団体としては画期的だと思います。前の政策が間違っていた、だからやめると。アンケートの結果でも7割以上の受給者は制度が後押しとなり第3子以降の子どもを授かり産み育てる動機にはなっていないというふうに出ているわけですから、この出生祝い金の第一趣旨では、この制度をもって少子化対策に増進することに寄与することを目的ということをおっしゃっておりますので、その目的にはなっていないということは、この出生祝い金及び子育て応援給付金条例は間違っていたという判断でよろしいんですね。

ですからやめるんですよ。そこを明確にお答えいただきたい。

3つ目、この工事、答弁の最後で述べられていますが、320円の減額ではありますが、上程されたと、一般的な感覚としてこの320円の減額のためにこれ、ざくっとお幾らぐらいお使いだと思いますかというのを我々一般の人間は考えるんです。例えばコピー代、県との折衝の件費、皆さんも会議されたでしょう。今これで時間割いています。320円のためにです、320円の減額のためにどれだけお金かけているか、こういうことを言うと、町長の最初の僕の質問の出を制して入りを図るか、矛盾しませんか。でも、法律にのっとったから出さなきゃ仕方ないもわかるんです。だから、一般の人間はそういうことを考えるんだということを強く申したいがための質問です。

それと今回は特に、議員経験の中でも珍しい議会だと思います。まず、この条例の廃止、条例というか前の議案の変更で、今回一般質問は通告していませんのはあれですけども、赤ちゃんの祝い金か新設と、廃止、変更、新設と3つが固まるようなのはなかなかないと思いますので、そんな折ですので、あえて質問した次第です。

当初の町政運営の方針、出を制して入りを図る、そのようなことも考えてこの3点目の我々が持つ問題意識についてはどのようにお考えかと。

以上、3点についての再質問の答弁を求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の幾つかの質問にお答えいたします。

かつて経常収支比率については75から80%が適当な数値と言われていたんですが、当町の類似団体では、平成29年度90.1%ということもあり、やっぱり90%前後が適当ではないかと私も思っているところでございます。

それから、出生祝い金、間違っていたという判断かということではございますが、間違っていたというよりも、議案に上げさせていただいています医療費の子どもの15歳から18歳までに延長したいということで、その部分でやはり子育て部分で、この財政厳しい折、子育て支援のほうで何かお金を動かさないと考えたときに、この出生祝い金のPDCAということでやっていただいたわけなんですけれども、やはりお金がない中で、医療費を拡充するというので、子育て支援を同じにとって、子どもは皆さん平等、私にしたら生まれてくる子ども皆さん公平・公正にしたいという思いもありましたので、そういう観点から、今回、見直しをさせていただいたということでございます。

それから、320円の減額のためにこういうことを、確かに議員がおっしゃるとおり、一議案として時間と労力、それは用紙も本当に使われると思われたかもしれません。多分このPDCAサイクルでこういうことが思われているのかなと私も感じておりました。たとえ少額であっても条例により議会の議決事項とされているもので、さらに議会の議決により町の専決処分とするのは、一般的には適当ではないということとされていまして、これはご理解願いたいなと感じております。いろんな手法も考えておりましたが、こういうことでやっぱり適当でないということでしたので、こういう方法で上げさせていただ

たという考えでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 財政力指数ですけれども90を超えるようなのが適当という少し違和感がありますが、これはこれでちょっと別の機会にまた質問したいと思います。

ただ、2点目の美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例、間違っていたとかいうのは、でも、提案理由ではそうおっしゃったじゃないですか。先ほども申し上げましたけれども、同じ質問になるのでちょっとつらいですけれども、第3子以降の子どもを授かり産み育てる動機にはなっていないと、制度の動機は有効な効果とはなっていないとおっしゃっていて、間違っていないのですか。全く理解しがたいですけれども。じゃ、間違っていない制度はなぜやめるのですか。

もちろん赤ちゃん出生祝い金かな、一律にと、平等と公正とおっしゃいましたけれども平等と公正は違います。はっきりあとで説明していただきたいと思います。

新しく必要な制度であれば別にやったらいいんじゃないですか。皆さんでご支持をいただいて町長に就任されているんですから、必要な制度ならやったらいいと思う。先ほど、再質問の冒頭で言いましたけれども、欲しいものと必要なものという話をしたと思います。必要なものならやったらいいんじゃないですか。間違っていないのになぜやめるのですか、じゃ。

3点目はもうそれはそれで、法律にのっとってしなきゃならないもの、それはもうそれで了解しましたので、2点目のことについてちょっと同じ質問なんですけれども、どうぞお答えください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えします。

なっていないと皆さんのご意見なんですけれども、私自身、間違っていたというニュアンスです。そしたら、今までのことを全部否定する形になるという考えでございますので、全部を否定することはどうなんかなという思いもありまして、そういう間違っていないという回答をさせていただいたんですけれども、やはり、このことについては議員の皆様もご審議いただいて、この制度ができておりますので、全てを否定したくはないという気持ちです。ただ、こういう医療費拡充するために、ない財源をどうしていくかというとき、考えたときに、この子育て出生祝金及び子育て応援給付金のことを今までもう5年間やってきた、その成果はどうだったんだろうというときに、そういうアンケート結果をとりましてたまたまそういう結果が出てきたと、結果として、これのお金をもらうことで、3人目産む決断をしたんじゃないんだよという結果として捉えておりますので、本当にそのニュアンスの違いで議員とは理解が違ってもわかりませんが、全面的な否定というのはしたくないと思う気持ちでそういうふうにお答えしております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 既に3回になりましたが、特に発言を許します。谷進介議員。

○7番（谷進介君） ありがとうございます。ご配慮感謝します。

制度ではなっていないのではなくとおっしゃいませでしたか、動機に。なっていないと書いていますやん、おたくらの文書に。目的は少子化対策と、だから少子化対策になっていないと、町の文書で断言してるわけでしょう。ということはこの条例の目的を達成していない、条例は効果がなかったということでしょう。そう書かれているんでしょう、あなた方の文書に。なのに、云々かんぬんと全く、それで全否定したくないとおっしゃっていましたが、とにかく6月までは、今の祝い金だけは払うと、後の応援給付金についてはもう払わないという条例だと思いますが、その後なくなるということは、結局、全否定するわけでしょう、条例を。言葉というのはちゃんとしゃべりませんか、本当に。でない今後いろんな提案、いろんなご説明受けても、それが全て信用できないような気がするんですけども、もう一度ちゃんとお答えください。

あなた方が、今回、このPDCA回されたチェックのところ、この美浜町出生祝金及び子育て応援給付金条例は、少子化対策の動機になっていない、条例は間違っているというふうに明言、文書があるのでしょうか。だから、今申し上げたこの美浜町出生祝金及び子育て応援給付金条例は間違っていた、まちの施策としては間違っていたということですね。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

3人目の出生については横ばいの数字が出ております。ただ、1人目、2人目というのがなかなかふえておらない状況でございまして、議員はそのようにお受け取りになるかとは思いますが、私としましたら、やはり1人目、2人目を本当に出産していただかなかつたら3人目考えられないよというお言葉も聞いている中で、3人目の出産は、少子化にはなって、この目的に対しては到達していないかもしれないけれども3人目については横ばいの数字がありました。

だから、全てが間違っていたというのは言えないので、こういうお答えをさせていただいたんですが、それでもちょっとまだ言葉足らずでしたら、私の思いとしては、全部が間違っていたというふうには感じてないんです。だから、3人目についてはふえてはいないんですけども横ばい。だけど、1人目、2人目については減っているのでそこを何とか上げていきたい。1人目、2人目を出産したいという思いになっていただきたいという思いで、こういうことを申し上げているんですけども、谷議員にとっては、この答弁が理解できないかもわかりませんが、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） ちょっと角度変えて質問できますか。谷進介議員。

○7番（谷進介君） 全ては間違っていなかったと、じゃ、あなたが間違っていたというところだけお答えください。それでいいです。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 間違っていたという表現が正しいのかどうかはわかりませんが、少子化対策には至っていなかったという認識でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午前十一時四〇分休憩

——・——

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

午前中に続き、谷進介議員の一般質問を続けます。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 引き続いて、2点目の質問に移ります。

まず、美浜町特別会計のうち、農業集落排水事業、公共下水道事業の各事業についてお聞きします。

まず、各事業への一般会計からの繰入金の累積金額及び各事業想定 of 受益者数、これは平成30年度、もしくは令和元年度の見込み者数で結構ですを事業別にお示しを願いたい。

次に、美浜町の公衆衛生環境向上を図る整備施策について、その到達点、それに対する進め方、町長ご自身の考えをお示し願いたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 2点目の美浜町の公衆衛生について2点でございますが、まず、第1点目の農業集落排水事業、公共下水道事業特別会計への繰入金についてにお答えいたします。

農業集落排水事業特別会計の一般会計繰入金は、昭和61年度から平成30年度までの間で9億94,818千円、公共下水道事業特別会計の一般会計繰入金は、平成11年度から平成30年度までの間で13億45,455千円となっておりますので、合計しますと23億40,273千円となります。

各事業の平成30年度の受益者数は、農業集落排水事業で3,275人、公共下水道事業で3,607人ですので、合計しますと6,882人となります。

2つ目の公衆衛生環境向上を図る整備施策の到達点、それに対する進め方についてお答えいたします。

美浜町では、汚水適正処理構想に基づき汚水処理人口普及率100%を目標に整備を進めてございます。集合処理方式の農業集落排水事業2地区と公共下水道事業は、ご存じのとおり整備済みとなっております。その他の地域につきましては、個別処理方式の合併浄化槽による整備を継続して実施します。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） お答えありがとうございます。

今のをざくっと要約すると、農業集落排水事業で33年間で10億円、片や公共下水道では20年で13.5億ということです。年間、前者のそれは30,000千で、後者のそれは67,000千と。まあまあそういうことでした。

午前中というか、1点目の質問の中で町長の答弁では、私は平等を考えていると。たしかそうおっしゃいましたよね。平等、赤ちゃんもみんな平等だったかな。その後、公平とか云々で、私が平等と公平は云々ということもその後申し上げましたが、じゃあ翻って、この美浜町の住民、皆さんはこの各事業の繰り入れ、受益者数でお聞きしましたが、受益場所ということで考えれば、もう誰が考えても明らかなように、松原地区、和田地区というところですよ。我が美浜町にはもう一点、三尾地区というのがございますが、その点、今、町長がお考えで平等と、各住民間は平等であってしかるべきというか、これはもう当然のことだろうと思いますが、地区間も平等であると。おのおのの社会資本整備に係る額ですよ。もう当然、下水道というのは「どう」と道がついている以上、もう当然基本的にその土地土地にあってしかるべきインフラ、基盤整備のはずです。上水道、下水道。それがこんなふうに、三尾地区は、今、2点目の答弁のところ、三尾地区かどうかわかりませんが、その他の地域は個別処理方式、合併浄化槽と。当然、かなり管路から数キロも美浜町ないか、離れているようなところは、そもそも松原地区でも和田地区内でもこういう個別処理方式のところはあろうかと思いますが、三尾地区はそうではないと思います。

ちょっと取りとめない話にもなりかけましたが、いわゆる面整備というんですか、公衆衛生に係る到達点、これは個別処理のほうも、こんなふうに集合処理のほうも、全く同じ到達点が見えているという理解でいいんですか、町長。

それと平等という観点、ここでもう先に言っとこう。地方自治法の第10条第2項、住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、とありますが、このひとしく受ける権利、そんなこんなも含めて、集合処理と個別処理は全く同じ結果が得られるのか、それと住民間の平等という観点では全く問題がないとお考えなのか、ご答弁をお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

まず、平等と公平とか、先ほど午前中のご質問で、平等というよりも公平というほうが適当な言葉なのかなと今感じております。もちろん公衆衛生という観点からしますと、三尾ももちろんそういうふうに進めていくべきなのであろうかと思いますが、私も以前から記憶しておりますと、昔、三尾も漁業集落排水というお話もありまして、三尾の皆さんにもアンケートをとったというような話も聞いてございます。まず1回目に49%、2回目に53%ということで実施を見送ったというふうにお聞きしているところではございます。

本当にそういう住民間との平等とか議員おっしゃられることを思いますと、何ともお答えしがたいところもあるんですけども、やはり地域間の格差というのはどの事業においても起きてくるものではないかなと思っております。今回、子どものこと

につきましては、出生される子どもの皆さん公平な形でということでお話しさせていただいたんですけれども、事業について地域格差というのは起きてくることはあり得るであろうということは思っておるところでございます。

ただ、この事業をするに当たって、どの地区にも推進委員会というようなものを立ち上げて、皆さんそれに向けて加入率獲得に、皆さん協議されながら進んでいったかに聞き及んでおるんですけれども、三尾もそこまで至らなかったということでありましたので、途中で三尾のほうは浄化槽の推進に当たっていくのでということと設置費用の上乗せも、三尾だけではございませんが、浄化槽については設置費用の上乗せもさせていただいているので、ご理解いただきたいなという思いです。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ちょっと失礼ながら質問と答弁が違うように思います。

私は、まずその集合処理とこの個別処理で同じ結果が得られるのかということをお聞きしたいと思います。町長からおっしゃられたのであれですけれども、子どもの出生に対する祝い、これは公平というよりも平等であるべきじゃないんですか。まあまあそれは前の質問なんで今さらあれですけれども。やはり誕生は平等なので、誕生した人には平等にと。公平というと、じゃあ、10億も20億も稼いでいる人に10千円お祝いするのと、非課税所帯に10千円をするのと、それは公平かということ公平ではないですよ。平等でしょう、ひとしく同じが平等ですのでね。

そういうのは今、この趣旨に余り関係ないのであれですけれども、ただ平等言いたいのは、その自治法にもあるように、ひとしく役務を受ける権利があるわけでしょう。で、到達点は全く同じかどうかという質問には、今お答えいただいているんですよ。何か数値の四十数%で、2回目が五十数%とかいう話もありましたが、それはあくまで住民のアンケートか何か、その答えでしょう。だから町として、行政として、美浜町の公衆衛生をどうするんだと、全体的に。そこを聞いているわけで、それを住民の意見で右行ったり左行ったり上行ったり下行ったり、それじゃ行政の方って何しているのかと言いたいところが出てきますよね。だからそういうことを含めてお聞きしたんで、藪内町長として、この美浜町の公衆衛生をどこまでどうする、全体的にどうする、住民間の格差なりそういうことはどうする、そういうことをお聞きしたいだけの話なので、そういう質問だったんですけれどもいかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 大変難しいかなというふうには考えております。ただ、やはりずっと朝方から申し上げているように、財政厳しい折、その機運というんですか、三尾の皆さんの機運も高まらなかったら、その施設をそこにできて、莫大な金額を投入して加入してもらえなかったらという思いもありますので、もう浄化槽の皆さん設置も進んでいる中で、やはり私としましたら、もちろんそれは公衆衛生から考えましたら三尾も皆さんつないでいただくというのは本当にそうであろうと思いますけれども、今ここでそういう機

運もない中でやっていきたいということも言えませんし、それに見合うことというの今なかなか考えもつきませんので、今のところ合併浄化槽の推進をしたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） だから質問の1つは答えられていないですね。この集合処理と個別処理は同じなのか、同じ結果を得るのかというところはお答えされていないですし、ついでに言えば、その機運が機運がって、それを上げるのが行政の仕事なんじゃないですか。この美浜町を住みよいまちにする。子々孫々までずっと住んでいただけるように社会資本を整備すると。そうやるのが、そんなことを考えて進めるのが行政なり町のそんなお考えじゃないんですか。

莫大な予算云々って、接続してくれなかったらって、そんな今の接続率とかどうなんです、100%なんですとかという話にもなってくるんですね。だからそういう個別具体的なそういうところまでいくんじゃなくて、どうしたいというのは、結局今の。まずこれは答えてよ、集合方式と個別は同じ結果を生むのかと。

それと、今その話では、このまま個別方式で進めていきたいと。町長としては、この美浜町全体を同じような同じ形の社会資本の整備をする気はないということではないんです。住民、ひとしく役務を受ける権利は阻害されてしかるべき。ちょっとこれ言い過ぎやな。そういうふうなお考えなのかということですがいかがですか。

今ここで何も、じゃあこうします、いややっぱりそれはもうできませんというのではなく、何かのときにおっしゃいましたよね、一度立ちどまる時期ではないかというようなことも。そのような考え方もあっていいんじゃないですか、どうですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 集合処理と個別処理、同じ結果を生むのかとご質問ですけれども、同じ結果を生むとは私も言いがたいと思います。素人ですので詳しくはちょっとお答えすることもできないんですけれども。ただ、本当にそうやって、皆さんそういうお声が、三尾地区からもお声が聞こえてきて機運が高まれば、私どももまた担当課とも相談もしていきたいとは考えますが、なかなかまだそういうところではないのかなと思っておりますので、本当に今までも、三尾もできればというふうに職員のとときには確かに思っておりました。なぜできないんだろうというのも思っておりました。だけど、そういう結果があるというの聞いておりましたし、それは公平ではないのかなというのがあります。ただ、今本当に議員が言われる、立ちどまってといわれるのであれば、本当に少し立ちどまって、また皆さんの三尾の方の意見も聞いていきたいと思っておりますので、今はそれしかちょっとお答えできないかなと考えております。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 集合処理と個別処理が同じ結果が得られるかというご質問でございますけれども、雑排水とかそういう水処理の関係で言うと、どちらも法定基準内

の水を放流するという格好になりますので、結果は同じという結論が得られると思います。以上です。

○議長（谷重幸君） あと1回だけです。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 結局はその町長のご答弁を聞いていると、やっぱり申請主義なのかなと思いますよね。地域から、住民から、機運が高まるなりそのような話がというのがあると考えると。だからそうではなくて、このまちをどうしたいという思いが伝わってこないんです。だからあくまで住民また、この案件に限らずどんなことでも、言うてこ年から、言うてこないからと、そんなふうな形になるのかなというのですごく寂しく感じました。せっかく新しく当選されて、もっと私はこうしたい、強く優しく美しい、優しく美しいというところには合致するお話だと思いますので、その辺がすごく残念だということを重々申し上げて、もう答弁はいいです。立ちどまる可能性もあるということでしたので、その機運を高めていきたいと思う。

なお、この公共下水道の三尾地区の件に関しては、その真っただ中にちょうど私いましたので、若干ご説明も違うところがありましたけれども、その辺も含めてまたの機会にしっかり質問なりさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員の質問を許します。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番、龍神でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

ファミリーサポートセンター事業についてお伺いいたします。

私は、平成28年、29年と2度にわたりこの質問をさせていただきました。改めてファミリーサポートセンター事業とは、ご存じのとおり、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

先日5月24日の全員協議会において、健康推進課より美浜町子育て世代包括支援センター開設の説明があり、その中の、市町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要の中に、子育て支援施策の一つとして、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）が位置づけられています。

当地域では、県内で6カ所目として、平成29年10月に御坊市ファミリーサポートセンター「そらまめサポート」が開設され、昨年4月から日高川町、7月からは日高町も参画して、現在では紀中地域の子育て支援の拠点として、広域的に事業展開をしています。

私は、昨年8月24日、御坊市へ現状調査に行ってまいりました。その時点で利用、スタッフ会員は173名でしたが、現在では276名と着実に地域に浸透しているようです。

本町がことし12月の開設を目指している美浜町子育て世代包括支援センターの運営に当たり、産後・子育て期の支援事業としてファミリーサポートセンター事業は、現在考えておられる支援事業のすき間を埋めるのに役立つ事業だと思うのです。

御坊市の担当課長さんから、出生届を提出された際にファミリーサポートセンターのパ

ンフレットを渡して、このような子育て支援事業があることを広報した結果、リピーターも多く口コミもあり、利用者から好評だと聞きました。

このように2年弱が過ぎ、日高地域で定着しつつある事業であれば、子育て期の支援体制をより一層充実させるために、本町もいま一度考えてみる価値があるのではないのでしょうか。また、働ける条件整備をすることは行政の務めと言われる昨今においても、必要な事業だと思うのです。改めて町長、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

1、県内の設置状況及び参画状況はどのようになっていますか。

2、働ける条件整備及び美浜町子育て世代包括支援センター開設に伴って、ファミリーサポートセンター事業の必要性をどのように思われますか。

以上の2点についてお伺いいたします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 龍神議員のファミリーサポートセンター事業について、2点のご質問をいただきました。まず私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1点目、県内の設置状況及び参画状況についてということですが、県内の設置状況につきましては、現在7カ所設置されてございます。7カ所の内訳といたしましては、和歌山市、海南市、橋本市、新宮市の4カ所が単独で実施、紀の川市と岩出市が合同で実施をいたしております。田辺市、御坊市の2カ所が近隣市町を受け入れ実施されているという状況でございます。

参画状況につきましては、田辺市と御坊市へ合わせて6町が参画してございます。日高管内では、日高町と日高川町が御坊市へ参画、みなべ町が田辺市に参画という、そういった現状でございます。

2点目のファミリーサポートセンター事業の必要性をどのように思うかということについてですが、ファミリーサポートセンター事業は、議員ご指摘のとおり、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡、調整を行うところでございます。この事業を行うことになれば、保育施設までの送迎ができたり、保護者の病気や急用などに対応できたりということで、子育て世代のサポートになると考えます。

ご質問にございます事業の必要性につきましては、子育て世代からのニーズ並びに財政の状況を踏まえながら、必要とあれば総合的に判断をしていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 龍神議員のファミリーサポートセンター事業について、2点目のファミリーサポートセンター事業の必要性をどのように思うかについてお答えさせていただきます。

龍神議員ご指摘のとおり、国が示す市町村における子育て支援施策及び母子保健施策の

概要の中に、子育て支援施策の一つとしてファミリーサポートセンター事業が位置づけられております。

まずは、子育て世代包括支援センターを12月に開設し、現在予定しております支援事業を進めてまいりたいと考えてございます。

事業の必要性につきましては、今後、そこに集まる子育て世代の声を聞きながら調査研究していきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 再質問に入らせていただきます。

県内の設置状況は7カ所だということで、平成29年第2回定例会に質問した以降、2カ所もふえています。本年度中にも有田地域で開設が進められているという話もちよっと耳にしました。このように、県内の主要地域に開設され利用できる市町がふえ、日高管内を例にとっても、1市3町では、スタッフ会員の利用や募集の広報活動が行政でもできるのです。

町長は所信表明で、子育てするなら美浜町でと言われるようになるよう努力しますとおっしゃいました。確かに乳幼児及び小学校就学の始期に達するまでの幼児は、ひまわりこども園で通常保育並びに預かり保育、延長保育、一時保育、子育てつどいのへやなど、地域の子育て支援機能の充実のための事業があります。しかし、この事業には時間制限や人数制限などの条件があるように思います。

例えば、昨年のインフルエンザによる園閉鎖になった折は、当日から4日間このサービスを使えましたでしょうか。また、認可保育園のこじか保育園では、病児・病後児保育、一時預かり事業をしていますが、こじか園児が優先だと聞いています。児童については学童保育がありますが、インフルエンザによる学級・学年閉鎖などには、元気な児童であっても利用できますか。また、警報が出た折は、こじか保育園、学童保育は休みになりますね。

このように、いろいろなケースがあり、子どもが2人、3人おられる保護者は大変苦労されていると聞きます。祖父母が近くにいる方も利用しておられる方もいると聞いております。

このようなときこそ、簡単に利用できるのがファミリーサポートセンター事業なのです。病児・病後児の預かりはもちろん、保育施設の保育開始、保育終了後の預かり、保育園施設、習い事までの子どもの送迎、学童保育終了後の預かり、また買い物等外出の際の預かり、宿泊を伴う場合や早朝・夜間等の緊急時の預かり等など、育児に関して必要な援助をしてくれます。基本、預かりは24時間だそうです。これはやっぱりすごいと思うんですけども皆さんどうですか。

このような事業の存在を知れば、必要性を感じる子育て世代の人が少なからずいると思います。このようにちょっとしたことや、また時間を気にすることなく気軽に利用できるサービスを用意することも、子育てするなら美浜町でと言える要素になると思いませんか。

先ほどもおっしゃっていました。財政が厳しいのはよくわかっております。しかし、町長は子育て支援事業の充実を図る施策として、美浜町子育て世代包括支援センターの開設を進めるならば、早い時期にこの事業も進めたら、切れ目のない支援を行うための仕組みが、より価値が上がり喜ばれる事業になると思います。また、仕事を持つ保護者の方々に手厚いサービスを提供することは、人口増や税収増にもつながるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

1番、教育長のご答弁いただいた子育て世代からのニーズ並びに必要とあらばとおっしゃいました。その声はどのようにして拾うのですか。どこからその声が上がれば必要と考えていただけるのですか。

2番、町長のご答弁いただいた子育て世代の声を聞きながらと言われましたが、町長が考える子育て世代は一体どこまでと考えておりますか。

3番、調査研究をしていきたいとも言われましたが、私が29年に質問した際、御坊市の取り組み状況を鑑みた上で、参画に向けた取り組みについて検討できればと前町長はご答弁いただきました。その後、調査や検討をしていただけなかったのですかと思います。

以上の3点についてお伺いいたします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 私のほうから、まずニーズの問題についてお答えいたします。

数年前にも一度アンケート調査を行いました。現在も行っているところでもうすぐ答えが出てこようかと思います。次の子育て支援計画というのをつくらねばなりませんので、それをつくるためのアンケート調査を現在やっているところで、ほぼ集約ができてくる段階になってこようかと思います。それで大体、現在の状況はわかってくるというふうに思います。

ただ、細かい、じゃああしたどうなんよ、あさってどうなんよという問題については、ちょっと把握はしにくい状況にあらうかと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 龍神議員にお答えいたします。

まず、子育て世代の年齢はどんなものかということですが、この子育て世代包括支援センター、本来は18歳までということになっておりますが、中学校にも行けばもう自分たちでおうちでいてられることもできますし、小学校の高学年でもいますけれども、やはり塾とかそういう送り迎えになったら、やっぱり小学校を卒業するまでなのかなという思いはあります。先ほどから龍神議員も言われていますように、本当に働いている女性の方がふえている中で、こういう事業があれば本当に助かると私も認識はしております。

ただ、この話を教育課とも話ししながらですが、御坊市に委託するとしても初期費用が大体3,000千円ぐらいかかると。その中でどれだけ需要があるのかという中で、美浜町でも今、一般社団法人HIDAMARIという団体の方がおられまして、少し似たような活動しております。

だから、今後、そういう皆さんのお声聞きながら、どこに委託すればいいのかとか、財政の関係もありますので、そういうことを研究したいということで、ここに調査研究したいということで書かせていただいております。本当にそういうお声がどんどん出てくれば、いい施策ですので、本当に子育てするなら美浜町と言われたいので進めたい事業ではありますが、まず一つ一つ進めていきたい。4年間のうちで一遍にじゃなくて、いろいろ考えながら進めていきたいと思っておりますので、この調査研究ということで書かせていただいております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 先ほど教育長のほうからアンケートをとっているというのを聞いて、それだったら結果もそれなりに出るのかなと。前に聞いたときは、平成27年4月のアンケートだったと記憶しております。そのときは、ファミリーサポートセンターのまだ認知も少なく、知っている人も少なかったので、余り必要としている人はなかったというのもちょうと理解しております。

それと、町長の18歳までと基本はなっているが小学校やというのは、私もそうだと思います。でも町長の施策の中に、18歳まで医療費無料化とか、新生児の聴覚検査の補助とか、赤ちゃんの誕生祝い金とか、やっぱり出生のときの施策がちょっと多いように私は思ったので、この子育て期の学童以外にもう少し施策を入れていただいたらうれしいなというので、この質問にもなった経緯がございます。

それと、お金の件なんですけど確かに要ります。ちょっと私聞いてきたんですけど、去年日高町が6月に補正を出したときは、2,060千円ぐらいだったと御坊市で教えていただきました。だから大体私もそれぐらいは要るのかなという試算はしております。

それでは、私が初めてこの質問をしたのは平成28年第1回定例会でした。平成27年12月だったと思います。町内の人にファミリーサポートセンターの開設の協力と、開設の折には美浜町も参画してほしいとの相談を受けたことがきっかけでした。その後、調べていく中で、出会った人たちの声を訴えてきたつもりなんですけれども、私の訴えでは必要性を感じてもらえなかったのは私の力不足であります。

しかし、現状では、昨年8月20日現在、本町の利用、スタッフ会員数は15名で、御坊市、日高町、日高川町に次いで4番目の会員数でした。ことし3月末現在では19名とふえていて、このことからニーズはあると考えてもらえると思います。例えば、子育て世代がUターンする際、どこの町にしようかなと考えたとき、18歳まで医療費無料化が選択肢の一つになるのと同じ意味を持つかもしれません。

都会では子育て支援が充実しています。御坊市、日高町、日高川町と、御坊を中心とした周辺の町に子育て支援サービスがあれば、選んでもらえる要素の一つになると思うのです。参画していなければ、ネット検索で本町の町名が出てこないのです。それほど都会では認知されているという声も聞きました。実は参画しなくても御坊市周辺に住み子育ての

援助を受ける人ならば、利用、スタッフ会員になれるのです、本当は。だから、本町の会員が19人いるのです。

しかし、本町の子育て世代の方々がこのような支援事業があること、この事業を知っていても、参画市町以外の人でも利用できること、また支援活動の仕事という雇用も生み出される事業という存在をどのように知るのでしょうか。町内の人に広報できないのに、ネット検索なんて論外ですよ。現状では、町内外の人が知りたい情報が平等ではないと思います。参画しなければ行政として情報を提供することができないのです。このことから行政の役割は大きいのではないのでしょうか。住民主導ではなく行政が進めていくべきではないかなと思うのは、町長がやはり子どもを育てるならば美浜町でというあの一言にあると私は感じております。

最後にお伺いいたします。

現状、調査研究するだけです。今のところはそうなると思いますが、この機会に参画に向けた調査研究を行っていただければうれしいと思いますが、町長の見解を、この私の今までの内容を聞いて、もう少し踏み込んだお言葉をいただければ幸いです。お願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 龍神議員にお答えいたします。

本当にこの子育て世代包括支援センターを進めていくに当たり、十分このセンターを利用していただきたいという思いがあります。まずはここを軌道に乗せて、軌道に乗ったらその後、こちらのほうのファミリーサポートセンターへ移って、どうやったら、どういうやり方でやったらいけるのかということを進めてまいりたいと考えてございます。

私も自分は母親ですので、自分のときは自宅に主人の母もいてましたからそういう苦労はせずには済んだんですが、やっぱりそういう苦労をしている方、お声も聞きました。必要だということは重々本当に理解はしているので、何とか進められればいいんですけども、教育課のニーズの答えが出まして、また研究していきたいと思っておりますのでご理解ください。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は2時25分です。

午後二時十三分休憩

——・——

午後二時二十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

6番、碓井議員の質問を許します。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず、地方創生事業について質問させていただきます。

平成28年3月議会において、同僚議員の地方創生事業に対する意気込みはどの問いに、「何としても人口減少に歯止めをかけ」とか、「地方創生に全力で取り組む必要がある」など、力強い前町長のお言葉をいただきました。そういった地方創生事業ですが、この地方創生事業も今年度末で一つの区切りが来るかと思えます。

そこで町長に質問です。

1点目として、現在のプランA・B・Cをどのように思われますか。どのように見えていますかということです。2点目として、来年度からの、地方創生事業の方針はどのようにお考えですか。この2点についてお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の地方創生事業についての2点。1つ目の、現在のプランA・B・Cを見てどのように思うかについてお答えいたします。

議員もご存じのとおり、美浜町を活性化しようという思いで生まれたアイデアがプロジェクトA・B・Cであると認識してございます。プロジェクトB・Cにつきましては、国の補助金を活用し、一般社団法人やNPO法人に指定管理をお願いし、今現在、頑張ってきています。来年度以降は、一般社団法人やNPO法人が自立運営してくれることを願っているところでございます。

また、プロジェクトAにつきましては、煙樹ヶ浜活性化の手段として開設しておりましたアンテナショップMIHAMAについて、今年度5月末をもって閉店しましたので、今後は民間主催のイベントに多目的広場などを使用していただくようにしていきたいと考えてございます。

2点目の、来年度からの地方創生事業の方針はについてお答えいたします。

今後も、両プロジェクトについて、まず今年度の活動でさらに認知度を上げて自立運営していただきたいと考えているところでございます。

また、煙樹ヶ浜活性化につきましても、まちの催しだけでなく民間主催のイベントなど、開催してくれるよう努力したいと考えております。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では、再質問させていただきます。

ただいま聞かせていただいた私の1点目に対する町長のご答弁ですが、私の質問の仕方が悪かったのか、プロジェクトB・Cについて、私はどのように思うかと尋ねたわけで、どのように希望するかとは聞いていません。町長が現状をどう思うか、率直な気持ちをもう一度聞かせてください。

また、プロジェクトAについても、多目的広場を民間にイベントなどで使ってもらいたい。最低毎週イベントが開催されないと、毎週開かれていたアンテナショップに比べて、キャンプ場のあの場所、あのにぎわいという面でも後退することになるのではないかと。それとも、多目的広場が毎週稼働するような根拠があるのなら教えてください。もしそれもないとして、月にどの程度の稼働日数を想定していますか。

それと、2点目についてですが、これからの活動で認知度を上げてとありますが、私が今議会でこの質問をさせていただいたのは、もう期間がないからです。今からでも来年度まで9カ月しかありません。本来ならもっと早く質問するべきだったかもしれませんが、関係団体の方々が、いろいろ努力されているのを見るにつけ、なかなか声に出しづらく今になりました。にもかかわらず、町長のご答弁は、今年度の活動でさらに認知度を上げとあります。それで本当に自主運営ができるとお考えですか。

それから、私は、町長の方針を聞いたので、していただきたいと考えているというような希望を聞いているわけでありませぬ。また、この時期であるならば、もう期間がないんですから、しっかりとした事業計画などが出ていなければならぬと思います。事業計画はあるんですか。

以上5点、よろしくお願ひします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答ひいたします。

まず、プロジェクトB・Cの現状をどう思うかについてでございますが、このB・Cにつきましても、私ども、先ほども申し上げましたが、本当に頑張っておると思っております。先ほど議員も言われたように、やっぱり頑張っているから議員もよう質問しなかったということですが、私もそのように感じております。

願っていますということですが、本当に、もう予算も補助金も国からも来ています。予算もついている中で、やはり、今は私としては、ここでやめますとかそういうことじゃなくて、見守っていくしかないと考えてございます。今まさにこれをやめますとなったら、では補助金はどうなるのかということにもなってくるかと思うんですけれども、本当に頑張って、皆さんどうやったらもうけが出るのかとか、そういう模索をしているところがすごく見えています。だから、あと9カ月しかないですけれども、その9カ月で本当にどういう事業をしたらもうかるのかということを考えてくれるんじゃないかなという期待です。ただ、やはりサポートするところはサポートしていかなければならぬとは考えてございます。

自主運営できるとお考えですかということですが、自主運営していただかなかつたら、本当に町としても、今後、財政厳しい折ですので、その自主運営をしていただくようサポートしながら、町も手伝える部分では手伝っていききたいなと考えております。

それから、煙樹ヶ浜のことですけれども、煙樹ヶ浜につきましても次はどの程度かという想定は全くしてございません。ただ、今後、どういう団体があるのかはまだ想定もしてありませんけれども、そういうことで煙樹ヶ浜を使っていたらなというふうには考えております。それで、毎年実施しております煙樹ヶ浜フェスティバルは、今年度も開催する予定で、補正予算には上げているところです。

申しわけないんですが、毎日、この煙樹ヶ浜を活性するよというようなことは、今まだ私どもも模索中ということなんです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

両プロジェクトとも事業計画が出ております。大まかに申しますと、まず、4月にオープニングイベントが開かれまして、あと、ナイトシネマの開催であったり、マルシェはほぼ毎月開催される予定となっております。各マルシェについてもテーマを持って開催するというふうな事業計画が出てきております。それとあと、松露の育成と収穫であったり、海岸防災学習会であったりというところの計画は出てきております。

それと、三尾のほうのプロジェクトにつきましても、これは3施設がございます。レストラン、ミュージアム。そこらを使った事業と、あとカナダ移民と日系カナダ人との交流ということで、カナダへの語り部ジュニアの使節団の派遣であったり、あと語り部ジュニアの事業の継続であったり、あとタウンウォッチングとして、京都外国語大学との連携での活動であったり、ガイドブックの作成であったりというふうな、大まかではございますけれども、事業計画というのは出ております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） ちょっと質問が前後しますけれども、今、事業計画云々のところで、確にお伺いしたのは事業予定なんだと思います。事業計画というのは、町もお金を出していることですし、銀行に事業予定を持って行って金貸してくれません。事業計画というのはどれくらいの出資をして、どれくらいの人を集めて、どれくらい売り上げがあってどういうふうに返済していくか、そういうのを事業計画、今のはあくまでも事業予定というふうに聞いておきます。また、しっかりした事業計画というのを、もしつくりたりするのなら、また教えていただきたい。それによって、予算云々でも手を挙げたり挙げなんだりというの、皆さん、議員の方々、出てくることもあるかもわからない。

それと、最初の、町長の今の率直な気持ちを聞かせてください。頑張っていると。もちろんそうです。皆さん頑張ってくれています。で、見守っていくしかない。模索していると。もうあと9カ月の時点で模索とかというのはちょっと遅いです、はっきり言って。本来であるならば、もうこの時点やったらもっとしっかりしたものが出来なかつたらおかしい。

それと、先ほど高野議員のときに、4月のオープニングイベントの収入はとか業務委託がどうかというお話も聞いたんですけども、今後の30,000千円の使い方をお示しくださいというところで、必ず要るやろうと、私が踏んだところをちょっと出したら、ドッグラン、グラウンドゴルフなど各種イベントの開催費用として3,500千。広場内の松かきのためのシルバー人材1,000千。それと、事務局運営、イベント開催など人件費として8,000千。事務局の家賃・消耗品500千、広場内の安全対策として2,000千、事務局で利用するパソコンやプリンターなど備品購入で500千、シェアキッ

チンや貸し出しスペース内で使用する備品として1,000千、こういうのが上がっています。これ全部トータルしたら16,500千円です。これ1年間の運営費16,500千円、要りますよね、こういう感じやったら。ということは16,500千円以上の売り上げをせないかん、粗利でこれ出さないかん。これ出さんかったらどうするんですか。出んかったら。これ、町が補助するんですか。

そういうところをもうちょっと考えてお答えいただきたいんです。高野議員のときの答弁書、これ、地方創生に対しての答弁書です。で、私の質問、これも地方創生に対しての質問です。高野議員のときの答弁書に、こういうだけのお金がかかりますと出ているんですから、1年間これだけ要りますよというのはもう決まったことやと思います。ですから、16,500千円以上の収益を得るような策を練らないかん。この策を練るのに、今模索をしている。これでほんまにできるんかと、非常に不安です。

そこで、質問というとあれなんですけれども、今後、来年度足らなくなったら、これは町が出すんですか。つもりはあるんですか、ないんですか。その1点のみお伺いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

高野議員にもお答えしましたが、私も危惧はしているところです。ただ、こういう事業を3年間、そういう補助金が出てこういう計画でやっていくということになりましたら、これを本当にもう協力し見守るしかないということで、先ほどから答弁させていただいているんですけれども、本当に各団体の方にしましては、もう来年度は、なくなったら美浜町も出せないですよというお声がけはしているところなんです。だから、両法人の方にしまして、やっぱりそこは危機感を持ってやっていただきたいなという思いはあります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 法人の方に危機感を持つというお言葉ですけれども、私、今のこのプロジェクトAにし、Bにし、Cにし、そうなんですけれども、プロジェクトA、どういう、毎週稼働する根拠があるか、月にどの程度稼働するかというのを聞いたときに想定はしてないと、考えていないと。考えていないけれども、プロジェクトBとかぶったら嫌やからやめますというて撤退しましたよね。それもそれで一つの考えとは思いますが、けれども、本来だったら、そういう場合は、そういうふうな動きになった場合、また違う何かを、ではこうしていこうというのをまず持つのが本来やと思います。

それと、今の稼働状況、プロジェクトBの稼働状況、Cの稼働状況、この辺、僕ちょっと横からの目で悪いんですけれども、見ていると、まるで店じまいをする商売のように見えます。もうからんから減らす、もうからんから日数を減らす、もうからんから何々を減らす。これ店じまいする時です。商売を畳むときです。でも、うちはまだ来年の3月、これで自主営業に向けて頑張っていけないかん場所です、そういうときです。そういうときにマイナスヘマイナスヘ振って商売を畳むような格好をしてやっているという、この事実、

現実ですよ。これを見て町長は頑張ってくれているというふうに思われるんだから、ま、そういうことなんでしょうけれども。

もう一度聞きますけれども、今のこういうマイナスのほうへ向いている状況をもってしてもやっぱり頑張ってくれているというふうに思われますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 店じまいのような気がするという議員のご質問ですけれども、三尾のほうのレストランにしましても、一生懸命そうやってやってくれる人をまた探して稼働していただけるように聞いてございますし、こちらの法人、煙樹の杜にしましても、貸し出しの料金は少ないですけれども、入った業者がどれだけ今は収益上げているかは個人のことなんでわからないんですが、きょうもたくさん入っているなど見ながら、お昼、来たんですけれども、私としたら、今言えるのは、頑張ってください、本当に自主運営していただかないと、町も後は助けていけないかもしれないよという思いでいますので、そこら辺をしっかりと両団、法人に伝えてはいきたいとは思っております。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） そしたら、次にいかせていただきます。

太陽光についてです。

近年、全国的に太陽光発電が多くなっています。当町でも御多分に漏れず、多くの太陽光パネルを見かけるようになりました。ふえるに伴い災害時に被災することも多くなり、また、太陽光発電所自体も台風時などにパネルの飛散や発電所立地場所の地すべりなどにより、他者に被害を与える場合も全国的にふえてきているように感じます。

また、太陽光パネルによる太陽光の反射によって室内温度が上昇するようなこともあるようです。

そのようなこともあり、当町議会においても幾度か太陽光発電に関する条例について質問がありました。そこで町長に質問です。

町長は、太陽光発電に関する条例の制定について、どのようにお考えですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 2点目の太陽光発電について、太陽光発電に関する条例の制定についてどのように考えるかについてお答えいたします。

国はクリーンエネルギーによる電力の確保を推し進めるべく、再生可能エネルギー固定価格買取制度を導入したことで、太陽光による発電事業が普及いたしました。しかし、太陽光発電設備に関するトラブルは全国各地で発生している状況でありまして、その原因については、構造設計に関する審査が確立されていなく、設備の設置のもととなる設計が誤っている、設計がされていないことで、台風などの大雨や防風、突風により地域住民に被害を及ぼしているため、法律において基準等の制定、審査を徹底されるよう、令和2年度の要望として本町が要望元となり、日高郡町村会を通じ、本年8月に和歌山県町村会から国に対して要望されることになっており、全国町村会においては既に要望されておしま

す。

したがいまして、太陽光発電につきましては、全国的な問題・課題でありますので、さきの定例会でも申し上げましたとおり、町において独自の条例を制定するのではなく、国において法整備されなければならないと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では、再質問。

町長のただいまのご答弁によりますと、全国的な問題であるがゆえ、本町が要望もとで、国に要望しているから、国が動くの待っている。国が動かなかつたり動きが遅くなってもそれは仕方ないというふうに聞こえます。

もとよりご存じだとは思いますが。災害というのはいつ起こるかわかりません。今、発災することもあります。現に夕べも、僕の大変見たかったドラマが途中で終わりました。ここ最近の風水害の中で、特に、河川の氾濫の幾つかですが、河川改修の予定はあったができていなかった。結果として、多数の人命が奪われたという事案が幾つかありました。河川改修が終わっていたら犠牲者が出なかったのか。そういえば定かではありません。

しかし、最大限の努力をしたか、もっとできたのではないか。どこまでいっても答えは出ないかもしれません。そういうところも考慮していただき、現在、本町のしている国への働きかけが最大限の努力だと町長は思われますか。どうでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

最大限とは思っておりません。ただ、本当に太陽光の、何て言いますか、示していることでは、構造設計の設備や設置について、やっぱり町の職員が審査できるような専門職もおりませんし、それを記載するとなると余計に問題が起きてくるのではないかなど。FIT法により買い取りしている電気料金について、本来はこれ皆さん電気使用者がお支払いしている分なんですけど、やっぱり支払っているの、そこを皆さんの意見を聞いていただいて、まずもって私も8月に県の町村会の、国に対して要望することに意見は申し上げるんですけども、なかなかやはり町の条例となりましたら、規制するというのが、我々素人ですので、環境とかそういう詳しい人もございませぬし、難しいと考えているところです。本当にこれが重要とは、議員おっしゃるように思っていないんです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井委員。

○6番（碓井啓介君） 今の町長のご答弁、確かに私もわかるところは多々あります。ですけれども、ただ今お答えいただいた建築確認はどうであるとかそういう小難しいことは別として、去年9月、当町も大変な被害に遭いました。その折、太陽光発電のパネルが飛散しました。その後、1カ月とかという単位で、早いところは早く片づけていただいたんですけども、そういう長いスパンのところ、太陽光パネルがそのまま放りっぱなしというんですか、そういう状態の時期がありました。

それとともに、これは民の土地なのでとやかく言えないと思うんですけども、ヘリポートの近くに廃棄された太陽光パネルが山積みになっていたりというのもありました。これもし、そのときに何かあってヘリコプターを飛ばさないかんというようなことがあった場合に、そのパネルがもう一回飛散する可能性、そういうこともあると思います。

もう一つ言うと、被災した後に、長い間太陽光パネルが放置されていた、建設されていた場所に。それなんかでも、太陽光パネルが上を向いている場合には発電しています。線もつながっています。雨が降って、電気でも流れたら、近くに行った人、感電します。そういう可能性はゼロではないです。

ですから、最低限、太陽光パネルを裏返しにするとか、そういうことを業者に頼むとか、そういうことは決して難しいことではないと思うんです。ですから、被災した折にどういうふうな手続をとってどういうふうな二次被害になるんですか、そういうことのないようにするためにはどういう条例が要るのかとか、こういう大きなとこやなしに、こういう細かい目線をもっと下げた場所での条例というのは考えられないでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

前回の台風につきましては、予想外の42.2mの風が吹いておりまして、本当に太陽光パネルは30余mぐらいですか、それぐらいでは耐えられるということになっておるようですが、予想外の風が吹いたと。そういうときに、30年3月末までにFIT法も改正して設置した方はきっちりその策を持って、設置者の住所・名前、そういうこともきっちりしないと電気は買われないよということにもなりました。きっちりそういうことがされていなかった、せつかくの施設でも買い取ってはくれません。だからそういうふうな、やはりそういうことが起きたときは、私ども行政も、やはりその住所なり連絡先にしっかり連絡をとって、早く撤去するなり、片づけてもらうようなところはやっていきたいとは思っておりますが、この条例については、なかなか、まだまだ私たちも勉強不足でもございますので、まずこの8月に国に対しての要望をして、どういう返事もらえるかわかりませんが、またそこから、係とも相談していろいろ考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は3時5分です。

午後二時五十六分休憩

——・——

午後三時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

8番、森本議員の質問を許します。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 8番、森本です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、大規模洋上風力発電施設についてです。

パシフィック・エナジー株式会社によって大規模な洋上風力発電事業が計画されて、本年4月に事業者が作成した計画段階環境配慮書の縦覧が行われました。

その資料によりますと、風車の大きさは回転翼の先端まで含むと、海水面からの高さが154mから260m、また、出力としては5,000kWから1万2,000kW程度の風力発電設備、それらを着床型で最大150基、合計最大75万kWの発電システムなるものを、美浜町、御坊市、日高町の沖合に設置するものとされています。

昨年、共産党美浜町支部で行いました町政にかかわるアンケート254通いただきました、その中の7割を超えて、最も多かった回答には「自然の豊かさが最もいいところ」とありました。煙樹ヶ浜から見える雄大な紀伊水道の水平性を望める景観と大空を一望できるところとか、癒やしを与えられたり思索のできる空間であるところとして、また、釣りを楽しめるなどに大きな魅力を感じられていると思われます。そのことで、町外からの移住者の方も多く生まれてきました。

低周波や騒音による健康被害が気になりますが、それらが報告されている由良町での風力発電機は1,000kW16基と、2,000kW5基だそうです。今回計画されているものと、大きさ規模とも桁違いであります。

陸上の風力発電施設で強風によって倒壊している例も日の岬にあった風車のように、全国的には少なくありません。また、南海地震やそれによる津波、また、昨今の温暖化の進行によって、台風の風速なども強まってきています。そんな中、波浪等による影響なども心配されます。海底の地盤には、陸地から続く構造線や断層がたくさんあり、最近の地震でも震央となっている紀伊水道です。施設の安定性も気にかかります。また、豊かな漁場であり、工事中での影響、完成後の海流の変化による影響がどのようなものか、また、海洋の生物や海岸地形に与える影響はどのようなものなのか。航行する船舶の多い海上交通への影響はどうか。疑問が次々と湧きます。施設の運営や耐用年数を経過した後のことも課題です。また、災害で倒壊したものが周辺地域に被害や損害を与えた折には、誰がその処理をし、責任をとっていくのか。想定外の出来事が起こることも否定できません。

先日、美浜町も和歌山県からこの事業に対して意見を求められ、さまざまな懸念を指摘されています。寄せられた疑問や不安をもとにお伺いします。

災害で倒壊したものが、周辺地域に被害や損害を与えた折には、誰がその処理をして、責任をとってくれるのでしょうか。

2つ目に、施設の耐用年数が過ぎた後はどのような形で進んでいくのでしょうか。

3点目に、事業が始められるまでの今後の手続で、住民や地元自治体の意見はどのように反映されますか。また、建設の許認可権はどこにあるのでしょうか。町民に事業の内容や問題点を知らせるとともに、不安の声に応えるなど、町民の立場に立った対応をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の1つ目、大規模洋上風力発電施設についての3点について、まず1つ目、災害で倒壊したものが周辺地域に被害や影響を与えた折、誰がその処理をし責任をとってくれるのかということについてお答えいたします。

風力発電設備が倒壊したことにより、周辺地域に被害を与えた場合は、発電予定事業者が責任をもって対応します。民法上でも、事業者責任であり、現在、発電予定事業者が行っている太陽光発電事業においても、関係機関と締結する協定書に事業者の義務を明文化の上、締結しており、本発電事業においても同様の措置を今後関係機関と協議すると聞いてございます。

また、そのような天変地異起因の設備損傷及びこれらに起因する第三者への備えとして、損害保険も完備するとのことでございます。

2つ目の耐用年数経過後はどうなっていくかについてお答えいたします。

本年4月1日に施行されました海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律において、撤去に関する基本的な考え方としまして、発電事業終了後に発電設備が確実に解体・撤去されることや、政府宛ての銀行の保証状差し入れ等の方法により、解体・撤去費用を確保するための措置を講じること等を公募条件とすることが検討されておりまして、基本的にはこの法律における撤去の考え方に則することになります。

3つ目、事業が始められるまでの今後の手続で住民や地方自治体の意見はどのように反映されるか。また、その建設の許認可権はどこにあるのか。町民に事業の内容や問題点など知らせるとともに不安の声に応えるなど、町民の立場に立った対応をしていただきたいということについてお答えいたします。

環境影響評価法に基づく手続の過程で、住民や地方自治体の意見が事業計画に反映される仕組みとなっております。まず、環境影響評価の手続の段階である配慮書・方法書・準備書の審査過程において、住民や関係自治体は、環境の保全の見地からの意見を提出することができるようになっております。

提出された住民や関係自治体の意見に対し、事業者は以降の手続段階において、見解を述べ意見の内容とともに経済産業大臣に報告することが求められています。

さらに、それら手続を経た県知事の意見や住民の意見等を踏まえた経済産業大臣勧告が事業者に出され、最終的に事業計画への反映が促進されるルールが規定されております。

建設に関する手続は、電気事業法上の発電設備の規定にのっとり、建設工事開始前に事業者の工事計画書の提出を通じ、経済産業省において発電設備にかかわる技術指針への適合などの観点から、設備の安全性や性能が審査されるとともに、海域での工事、構造物の設置に関しましては、管轄海上保安部への許可申請等の手続を通じて、関係諸官庁で審査が行われます。

また、住民の立場に立った対応に関するご質問につきましては、計画段階環境配慮書の

段階では、事業実施区域は想定区域であり、風力発電機の基数や出力など具体化されてなく、説明会等の開催はありませんが、今後、環境影響評価の手續が進捗していく段階で住民説明会等が開催されると聞いています。

発電予定事業者に対しましては、地域住民に十分な説明と意見の聴取を確実に進め、事業者として説明責任を果たすことを求めており、当町といたしましては、配慮書の際と同様、今後の方法書等の手續に対しましても、環境影響評価法にのっとり、環境保全の見地から意見を述べ、美浜町の美しい自然環境を守り生かすことを念頭に置いた上で、当該事業に対応していく考えでございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 非常に、専門的な言葉とかが多くて、なかなか理解が私も難しくあれなんですけれども、完成した折の、例えば風力発電設備が倒壊したということでの責任のとり方というふうにお答えいただいたかなと思うんですけれども、僕のちょっと聞き方もありまして、工事途中のところでの被害が起きたときの、その責任についても発電予定事業者として捉えればよいのでしょうか。

また、進めていく上で、この事業計画が無謀なものかというふうな判断がされたりすることがあるのか。それによってこの事業自身がとまるということも想定できるのかどうか。

それから、3つ目に、非常に強力で大規模な設備群なんで、陸地まで障害物が一切ないことから、風力発電での低周波や騒音による健康被害が、とりわけ非常に気になります。そういったことで、今のところ、例えば由良の健康被害が報告されている中でも、なかなかそれが風力発電に起因するものとして捉えられていない難しい状況もあったりする中で、そこらあたりのつながりを明らかにしておくようなことも求められるのではないかと思います。

環境影響評価法による手續とありましたが、今後、どのような手順でこの事業計画が進められていくのかお教え願えたらと思います。

また、その中で、今回の縦覧はどのようなものだったのでしょうか。また、次に予定される縦覧や住民説明会は、どのような目的を持ったものとなり、いつごろどのような形で進められるのか、おわかりでしたら教えていただけたらと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 森本議員のご質問にお答えします。

まず、工事中の責任についてですが、先ほど、回答のほうでも工事後の責任についても明記していますが、もちろん工事中については確認はとれていませんが、工事中の責任もとってくれると思います。

次に、事業計画が今後どう進んでいくのか、とまるのかどうかという話ですけれども、事業計画につきましては、今後、今行っている環境影響評価が進んでいく段階において、最終的には国の大臣の許可が必要になります。その出た時点で、今度は資金のほうでどれ

だけ要るかによって、その資金繰りの計画書をもとに、各金融機関と業者が折衝するという話も聞いています。場合によっては、金額によっては銀行の融資が受けられない等がありましたら、もうその時点ではもう事業は断念せざるを得ないとかいう話も聞いております。

続いて、健康被害のことです。超低周波騒音の形ですけれども、この環境配慮書の中においてですけれども、現在、低周波に関しては、可聴域、要するに人の耳が聞こえるところについては、環境影響評価の範囲になっております。しかし、事業者において、この間、話を聞いたんですけれども、可聴域以外のところについても、人間が感じられないところについても、何らか事業者で対応できるような方法を検討したいということをご回答いただいています。

それと、この環境影響評価の手続の進み方についてご説明します。

まず、今現在、配慮書という段階で、この間縦覧がありました。その後、この配慮書に基づいて方法書といいまして、どのような項目について今後どのような方法で環境アセスメントを実施していくかということの方法書というものを作成されます。その方法書が作成された時点ですけれども、住民説明会等開催することが義務になっていますので、そのときには住民説明会が開催されます。その後、この方法書に基づいて、現地において環境の影響がどのようにあるかということを現地調査に入ります。この現地調査が最低でも1年はかかるということで、やっぱり四季折々のことが評価に値しますので、もしかしたら1年以上かかるかもわかりません。

その後、その結果に基づいて、準備書というものを作成されます。この準備書については、調査等を実施し結果を示し、環境保全に関する事業者みずからの考え方を取りまとめた準備書というものが作成されます。その準備書があった後、また縦覧等があり、その後、住民説明会もごさいます。それで次に、この時点で大臣等への意見等も出しまして、最終的に美浜町としても意見も出して、評価書という形で今度、国や住民、美浜町の意見等を交えた中で評価書というものを、今度、事業者がまた改めてつくります。この評価書については、事業者が準備書に対する環境保全の見地から意見を有する者、要するに都道府県知事とか、我々美浜町の者からの意見の内容について検討し、必要に応じて先ほど準備書に対してプラスアルファ町の意見、県知事の意見を踏まえて、事業者がどう取り組んでいくかということの評価書に書かれていく形になります。評価書の段階においても、縦覧、そして住民への周知ということで説明会等また開催されることになると思います。

その後、事業計画、それから工事にかかってきます。それは工事にかかるまでに各関係機関へいろんな申請を出して、そこで許認可とって、それから事業着手になるという話で聞いております。

最終的に今のところ、一般的な行程でいきますと、今の配慮書段階からこの評価書という形のもものが終わるまで大体3年から4年かかると聞いています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本委員。

○8番（森本敏弘君） 非常にたくさんお答えいただきました。

要は、安心したのは、域外低周波です。耳に聞こえない低周波についても、域外についても調査・検討したいというふうはこの事業所が言っているということでお聞きしたことになります。

それから、一番近いところで縦覧がある予定というのはまだわからないものかどうかということですが、まとめてですけれども、今回、私も縦覧について参加させてもらったんですけれども、非常に専門的で理解が難しく、正直言ってなかなかわかりませんでした。またコピーもとれず、とにかく自分の筆記でということなので、それも含めて見ると、非常に今度の施設がどのような形のものかすらなかなか想像できにくいものでした。やっぱり、非常に危惧をしてしまうわけです。そのような形で不安に思っている方の声が届いています。

和歌山県の出された、美浜町が出された意見の中で、そのことについて専門的な表現等について解説を付すなど、一般にも広く理解できるよう努めることと書いていらっしゃるように覚えているんですけれども、美浜町としても、縦覧内容や、せっかく伝えていただいた内容について、もうわかりやすい形で広報等を生かして、ぜひ町民に紹介していただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

また、一番近いところでの次の縦覧日や会場等の大体めどがありましたら知らせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

まず、次の段階の縦覧ですけれども、正直言いまして、今ちょっといつかわかりません。今のところ段階で言いますと、この配慮書という、この間縦覧がありました配慮書ですけれども、その配慮書の手続については、もう県知事から事業者に対して意見も出ていますので、一つの手続は終わっています。

次に、今、方法書というその段階に来ています。その方法書を今現在、事業者においてつくっている段階ですので、それがいつかということは、ちょっとまだ私ども聞いていませんので、今のところ、次の縦覧については申しわけないんですけれども、多分とっていません。

それともう一つ、わかりにくかったという話なんですけれども、私ども、県知事も先ほど言いましたようにわかりやすくという話も、こともありましたけれども、我々も県知事に対する意見書の中でですけれども、割と専門的なことが多いので、今度の方法書以降については解説をつけてもらうとか、そういうことをちょっと検討していただきたいということを、事業者に対して意見を出しております。

それと広報に関しましてですけれども、何分、事業については民間企業が行う事業です。縦覧があるということはきちっと広報はさせていただきます。それをかみ砕いて広報すると

いうのはちょっとできないと思います。環境影響評価法という法律もありますので。その辺については、皆さん縦覧期間になれば、町ないし県のほうでも縦覧やっていますので、そちらのほうへちょっと縦覧に足を運んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ぜひとも、できるだけ町民に紹介していただくような形で進めていただけたらと思います。

次の質問に移りたいと思います。

2つ目に、外出が困難な人への支援についてです。

美浜町でも、高齢でひとり暮らしの家庭や、また、高齢に伴っての車の免許返納をする方がふえつつあるかと思います。バス路線から離れた地域で住む方も多く、歩行困難な身体的理由を抱えた方もいらっしゃいます。そのことから、今でも通院や、買い物等に困難を抱える家庭が少なくありません。

このたびの町長の施政方針にはありませんでしたが、3月議会の所信表明、また3月議会での龍神議員の質問の中で、移動手段の仕組みづくりについて、社会福祉協議会での協力によって検討するとの回答がありました。どのような段階まで検討が進んでいるのかお伺いをします。

また、当面の支援として、現行の福祉タクシー券、ちょっと私間違えましたが、今、外出支援券ですか、その条件の緩和や免許返納した折にタクシー券を補助する、また、一部を補助し有料で支給するようなタクシー券などが考えられないかお伺いをします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 2点目の外出が困難な人への支援についての、1つ目、移動手段の仕組みづくりについてどのような段階まで検討が進んでいるのかについてお答えいたします。

現時点においては、私の考えている移動手段の仕組みづくりは、具体的には社会福祉協議会がデイサービスの空き時間帯を活用して、社協が所有するデイサービス送迎用車両等を利用して、買い物等への送迎をするといった仕組みでございます。

手法の検討については、社会福祉協議会に働きかけているところで、今後もその手法について協議したいと考えているところでございます。

2つ目の、当面の支援として福祉タクシー券の条件の緩和などは考えていないかについてお答えいたします。

以前は福祉タクシー券として、タクシーの基本料金を助成する事業内容でございました。平成24年度からは、現在の外出支援券として従来のタクシーに加えてバスの乗車にも利用できる100円単位の券、120枚を交付することになった経緯がございます。

予算検討の際にも、利用対象者や事業内容等を担当課とも協議いたしましたが、緩和などは今のところ考えてございません。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 社会福祉協議会の方向として、1つの姿をお示しいただいて、今後協議していくということでお答えいただいたかなと思います。

一方で、外出支援券の要綱につきましては考えていないということでした。

その点につきまして、ちょっとお伺いしたいと思います。

最近、高齢ドライバーによる事故の報道が続いていますけれども、非常に強くクローズアップされている形ではありますが、先日こんな警察庁の報告もありました。交通事故の対策として、一つの運転による影響を及ぼしているだろうと考えられている認知機能の検査を強化した改正道路交通法が2017年3月に施行されて、先日、昨年1年間の報告が警察からありました。認知症のおそれがある第1分類と判定された方が、2018年には検査者の2.5%の5万4,000人で、そのうち免許の扱いが決まった3万9,025人の約45%の方が自主返納され、失効されたりした人を含めると65%の方が免許の継続を断念しているとの報道がありました。

全国の様子ですけれども、そのことを踏まえてくると、さらに車の自主返納が私たちのところでもふえてくるということが予想されます。

一方でこんな報道もありました。

内閣府のほうですが、全国の60歳以上の男女を対象にした車の運転にかかわる調査について、高齢になるほど認知機能が低下し運転が難しくなる状況があると。一方で、外出手段をどう確保するのかは重要な問題との報道でした。つまり、国としても外出手段をどう確保していくかということ意識し始めているということでもあります。

この町内でも、病気で働けない同居の方がいる、90近い高齢の方で3級の身体障害手帳を持っている方にお会いしたことがありました。週1回、御坊市内の病院に治療に行っているんですけども、歩行が困難なこともあり、一方でバス路線からも遠いため、タクシーを使わざるを得ないという状況があると。金銭的にも大変なんだというふうな話もありました。

また、入山地区の方で、3月でしたか、路線バスの利用促進キャンペーンというのがありましたが、その趣旨はわかるんですけども、利用するのは困難が大きいとの話もお聞きします。

このようなところで、一層美浜町内としても、外出手段を保障していくような取り組みが必要とされるのではないかと思います。

先日、これも報道ですけれども、地方紙に、日高御坊管内の外出支援券の一覧が紹介されていることがありました。それによりますと、管内でも条件が緩和されて使いやすい支援がふえてきています。同時に、車の免許の自主返納した方への支援もふえてきています。他町との違いも非常に気になってくるところです。

改めてそのような状況が今後とも増していくということが考えられますので、改めて外出支援権の取得条件の緩和の検討を始められてはどうかと、お伺いをしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

ほかの方の答弁でも申しましたが、全ての人の要望にお応えしたいとは思っておるところなのですが、全ての人に緩和をいたしますと、とりあえず75歳の方全員対象とした場合は1,397人に12千円配布するとなると16,770千円必要となってきます。本当に入りが少ない状況の中で、やはり全員というわけにはなかなか難しいかと考えております。それで、お金のかからない社会福祉協議会に働きかけて、そういうサロンを利用した買い物等、なかなかできないかなというところを働きかけているところでございます。

やはりそういうことで緩和しました2025年問題というのも出てきておりますので、そのときにまた膨大にこの金額が膨らむものと考えておりますので、今は大変難しいと考えます。

自主返納についても今のところは考えておりません。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） なかなか難しい状況というのもお聞きするところですが、全国の様子をできるだけ広げて調べていただきながら研究を始めていただけたらと思います。

次のテーマに移りたいと思います。

3点目です。

3つ目は、住民基本台帳閲覧での資料の提出行為についてです。

美浜町での平成29年8月1日から平成30年7月31日までの住民基本台帳の閲覧要請をされた団体数は5団体でした。自衛隊の関係団体からの請求についても閲覧ができています。今年度の自衛隊の自衛官募集対象者情報の提供依頼に対する対応について、一部資料を紙印刷して提出したということを知りました。

昨年、京都市で、18歳と22歳になる市民の宛て名シールを、住民基本台帳から作成して自衛隊に提供するということがありました。市民からは、戦時中に自治体が住民の名簿を、住所、年齢、家族構成、病歴までそろえて提出していたことに通じる。個人情報保護法に反するなど批判の声が上がっていました。

住民の個人情報が市役所を通じて自衛隊ばかりでなく、どこの団体であっても、請求であっても、ダイレクトメールが届くといった仕組みになるというのは、厳格に個人情報を守るべき立場にある地方自治体としては、個人情報を漏らすことに手を下したことになり、余りにも踏み外した行為と思ったところです。

自衛官の募集については、美浜町では既にポスターの掲示や広報みはまへの掲載などで協力をしています。しかし、募集対象年齢にある青年の氏名、住所、性別などの個人情報を各地の地方協力本部に閲覧を超えた方法で提供することは、住民の個人情報やプライバシーを守るべき立場にある地方自治体の役割を否定する行為ではないでしょうか。

自衛隊法は、都道府県知事及び市町村は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛

官候補生の募集に関する事務の一部を行うと第97条に規定されています。しかし、同法施行令は、地方自治体が自衛官募集の広報などを行うことを定めていますが、名簿の提供に関しては、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができる第120条にはありますが、その名簿提出の要請に応じる義務はないと考えられます。

以下の内容でお伺いします。

このたびの紙提出にかかわったのは、どこから要請がありどんな議論がなされて提供となったのでしょうか。

2つ目に、他団体から同様に名簿の提出を求められれば応じていただけるのでしょうか。応じないのであればどうしてでしょうか。

3つ目に、提出をやめるべきではありませんか。

以上、お伺いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 3点目の住民基本台帳閲覧での資料の提出行為について、1点目、どこから要請があり、どんな議論がなされて提供となったのですかについてお答えいたします。

自衛官募集事務に係る対象者情報の提供につきましては、当町ではこれまでから住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧申請に応じることにより、自衛隊に対する募集対象者情報の提供を行ってきたところでございます。

また、自衛官募集事務への協力につきましては、庁舎へパンフレットを置いたり、庁舎内へのポスター掲示や広報みはまへの掲載により、広報宣伝を実施しているところでございます。

そこで、森本議員のご質問の、どこから要請がありどんな議論がなされて、今年度自衛隊への資料提供を行ったかということではありますが、防衛大臣からの協力依頼もあり、和歌山県議会における平成31年2月定例会において、和歌山県知事は、県内市町村に対し自衛隊から提供の要請があれば、名簿の提供を行うよう強く働きかけてまいりたいと思っておりますと答弁されています。それを受けて、和歌山県と自衛隊和歌山地方協力本部より自衛官等の募集対象者情報の提供等について協力要請があり、その後、和歌山県総務部長から各市町村長宛てに改めて協力要請の通知があったところでございます。

それらのことにより、当町におきましても、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報について、自衛隊和歌山地方協力本部より提供依頼がありましたので、資料提供を行ったところでございます。

2つ目、他団体から同様に名簿の提出を求められれば応じてくれるのですか。応じないのであればどうしてですかについてお答えいたします。

自衛官募集事務に係る対象者の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第97条及び同法施行令第120条に基づく法令上の明確な根拠をもって遂行される適法な事務で

あり、防衛省と総務省との間で住民基本台帳法との関係において問題となることはないということが確認されております。

ご質問の他団体から同様に名簿の提出を求められた場合であります。法令上明確な根拠の有無について確認するとともに、住民基本台帳法を所管する総務省の見解に基づき、資料の提出の可否について判断する考えてございます。

3つ目、提出をやめるべきではありませんかについてお答えいたします。

自衛官募集事務につきましては、自衛隊法施行令第120条の規定により、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができると規定されていることから、自衛隊和歌山地方協力本部から提供の要請があれば、今後におきましても、自衛官等の募集対象者名簿の提供を行っていきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今後も続けていくということでお答えいただきました。

その検討されたところの部分ですけれども、あくまでも要請及び住民基本台帳法、これ今、自衛隊法に基づいてということでお答えいただきました。

住民のプライバシーとしての個人情報保護の立場に立った検討はされなかったのでしょうか。検討されなかったとしたら、それはどうしてでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、自衛隊法施行令120条で、都道府県知事は市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができるというふうに規定されております。

当町の美浜町個人情報保護条例の第7条第2項では、実施機関は個人情報を収集するときは本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでないというふうに規定されているところでございます。で、その第2号で、法令または条例の規定に基づき収集するとき、その場合については、次のいずれかに該当するときこの限りではないというふうになっておりますので、こちらの規定に基づきまして、当庁のほうで公開のほうをさせてもらったということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 一応、個人情報保護法を含めて検討されたということでもあります。理解はしたいと思いますが、しかし、閲覧は既に資料の提供を満たすに十分な方法ではないかと考えます。

町内の高校3年生を持つ家庭のほうから、自衛隊関係者の訪問を受け、自衛官募集の話があったが、どうして訪問があったのかとお聞きすることがありました。今回、閲覧や提供によるものであると理解ができました。

高等学校での進路指導においては、生徒が主体的に就職や進学等、進路を考えられるよ

う、また、人権上の課題や受け入れ先の公平性を考慮して、会社、教育機関、自衛官、警察官等、公務員関係、海上保安大学校等、種類を問わず情報提供は学校を通して基本的に行われています。

家庭を訪問しての情報提供等については、普通では驚かれるのは当然と思います。自衛隊の置かれている任務は、安保法制後、随分変わりましたが、災害派遣であったり、協力を得なければならないこともあると認識はしていますが、県警察が警察官の確保や消防職員等も職員の確保等についてはそれぞれで行われています。自衛隊だけにその年代の適齢の住民情報を紙ベースなどを用いていくのは行き過ぎたやり方だと思います。

住民の個人情報をできる限り保護の立場を踏まえて行うように閲覧をお願いしたいと申し上げたいと思います。これについて、既に答弁はいただきましたので、再度の答弁は求めません。

以上で質問を終わります。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後三時五十六分散会

再開は、あす20日午前9時です。

お疲れさまでした。